

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、岡山県海面漁業調整規則（昭和40年岡山県規則第45号）第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

- 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置
別表のとおり
- 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

別表

地区番号	地区名	漁業の名称及び漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格	
1	日生	小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 えびこぎ網漁業	岡山市東区犬島以東の岡山県海面	1月1日から 12月31日まで	5トン未満	48キロワット以下	0	<ul style="list-style-type: none"> ・備前市日生町に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること 	
		小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 あみこぎ網漁業	岡山市東区犬島以東の岡山県海面	11月1日から 2月28日まで			0		
		小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 なまこぎ網漁業	備前市日生町、瀬戸内市邑久町地先海面	11月1日から 3月31日まで			0		<ul style="list-style-type: none"> ・備前市日生町に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第1種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 えびけた網漁業	岡山市東区犬島以東の岡山県海面	10月15日から 4月15日まで			0		<ul style="list-style-type: none"> ・備前市日生町に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 貝けた網漁業	瀬戸内市牛窓町黄島東端以東の岡山県海面 ただし、別紙のとおり。※別紙3	10月15日から 4月15日まで			0		<ul style="list-style-type: none"> ・備前市日生町に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 貝けた網漁業	備前市地先海面 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙4	1月6日から 4月15日まで			0		<ul style="list-style-type: none"> ・備前市日生町に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・第2種区画漁業権（カキ）の漁業権者との調整が図られている者であること
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 なまこけた網漁業	備前市日生町、瀬戸内市邑久町地先海面	11月1日から 3月31日まで			0		<ul style="list-style-type: none"> ・備前市日生町に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第1種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 そろばんこぎ網漁業	岡山市東区犬島以東の岡山県海面	10月15日から 4月15日まで			0		<ul style="list-style-type: none"> ・備前市日生町に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 戦車こぎ網漁業	備前市日生町、瀬戸内市地先海面 ただし、別紙指定区域のうち岡山県海面。※別紙6	10月20日から 4月30日まで			0		
		その他の小型機船底びき網漁業 板びき網漁業	備前市日生町、瀬戸内市地先海面 ただし、別紙指定区域のうち岡山県海面。※別紙8	4月1日から 12月31日まで			0		
		機船船びき網漁業 いかなご船びき網漁業	岡山市東区犬島以東の岡山県海面 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙9	2月15日から 5月15日まで	0				
		機船船びき網漁業 いなし船びき網漁業	岡山市東区犬島以東の岡山県海面 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙9	5月16日から 7月31日まで 9月1日から 11月15日まで	0				
		機船船びき網漁業 さわら船びき網漁業	備前市日生町地先海面	5月1日から 7月10日まで	0				
		さし網漁業 さわら流網漁業	備前市日生町、瀬戸内市地先海面	4月20日から 7月10日まで 9月20日から 11月30日まで	0				
		さし網漁業 まながつお流網漁業	備前市日生町、瀬戸内市地先海面	6月1日から 9月30日まで	0				
		さし網漁業 あじ流網漁業	備前市日生町、瀬戸内市地先海面	6月1日から 8月31日まで	0				
		さし網漁業 かにさし網漁業	備前市日生町、瀬戸内市地先海面	8月15日から 11月30日まで	0				
		さし網漁業 げたさし網漁業	備前市日生町、瀬戸内市地先海面	6月1日から 10月31日まで	0	<ul style="list-style-type: none"> ・備前市日生町に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること 			
		つばなわ漁業 たこつばなわ漁業	備前市、瀬戸内市地先海面	1月1日から 12月31日まで	0				
		つばなわ漁業 いいたこつばなわ漁業	備前市、瀬戸内市地先海面	1月1日から 12月31日まで	0				
つばなわ漁業 はぜつばなわ漁業	備前市日生町地先海面	6月1日から 8月31日まで	0						
かごなわ漁業 あなごかごなわ漁業	瀬戸内市以東の岡山県海面	1月1日から 12月31日まで	0						
かごなわ漁業 いかかごなわ漁業	備前市日生町地先海面	5月1日から 7月31日まで	0						
ほこ突漁業 点火ほこ突漁業	瀬戸内市以東の岡山県海面	1月1日から 12月31日まで	0	<ul style="list-style-type: none"> ・備前市日生町に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第1種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること 					
小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 えびこぎ網漁業	岡山市東区犬島以東の岡山県海面	1月1日から 12月31日まで	5トン未満	48キロワット以下	0		<ul style="list-style-type: none"> ・備前市（日生町及び吉永町を除く）に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること 		
小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 あみこぎ網漁業	岡山市東区犬島以東の岡山県海面	11月1日から 2月28日まで			0				
小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 なまこぎ網漁業	備前市日生町、瀬戸内市邑久町地先海面	11月1日から 3月31日まで			0			<ul style="list-style-type: none"> ・備前市（日生町及び吉永町を除く）に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第1種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること 	

2	穂浪	小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 えびけた網漁業	岡山市東区犬島以東の岡山県海面	10月15日から 4月15日まで	定めなし	定めなし	0	<ul style="list-style-type: none"> ・備前市（日生町及び吉永町を除く）に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 戦車こぎ網漁業	備前市日生町、瀬戸内市地先海面 ただし、別紙指定区域のうち岡山県海面。※別紙6	10月20日から 4月30日まで			0	
		その他の小型機船底びき網漁業 板びき網漁業	備前市日生町、瀬戸内市地先海面 ただし、別紙指定区域のうち岡山県海面。※別紙8	4月1日から 12月31日まで			0	
		さし網漁業 さより流網漁業	備前市地先海面	3月1日から 5月31日まで			0	
		さし網漁業 かにさし網漁業	瀬戸内市以東の岡山県海面	8月15日から 11月30日まで			0	
		つばなわ漁業 いだこつばなわ漁業	備前市地先海面 ただし、日生町地先海面を除く。	8月1日から 4月30日まで			0	
		つばなわ漁業 はぜつばなわ漁業	備前市地先海面 ただし、旧日生町地先海面を除く。	4月1日から 11月30日まで			0	
		つばなわ漁業 うなぎつばなわ漁業	備前市地先海面 ただし、日生町地先海面を除く。	5月1日から 10月30日まで			0	
		かごなわ漁業 あなごかごなわ漁業	瀬戸内市以東の岡山県海面	1月1日から 12月31日まで			0	
		はえなわ漁業 あなご、うなぎはえなわ漁業	瀬戸内市以東の岡山県海面	1月1日から 12月31日まで			0	
		ほこ突漁業 点火ほこ突漁業	瀬戸内市以東の岡山県海面	1月1日から 12月31日まで			0	
		ほこ突漁業 点火ほこ突漁業	瀬戸内市以東の岡山県海面	1月1日から 12月31日まで			0	
		ほこ突漁業 点火ほこ突漁業	瀬戸内市以東の岡山県海面	1月1日から 12月31日まで			0	
		3	邑久	小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 えびこぎ網漁業			岡山市東区犬島以東の岡山県海面	
小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 あみこぎ網漁業	岡山市東区犬島以東の岡山県海面			11月1日から 2月28日まで	0			
小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 なまこぎ網漁業	備前市日生町、瀬戸内市地先海面			11月1日から 3月31日まで	0			
小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 えびけた網漁業	岡山市東区犬島以東の岡山県海面			10月15日から 4月15日まで	0			
小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 戦車こぎ網漁業	備前市日生町、瀬戸内市地先海面 ただし、別紙指定区域のうち岡山県海面。※別紙6			10月20日から 4月30日まで	0			
その他の小型機船底びき網漁業 板びき網漁業	備前市日生町、瀬戸内市地先海面 ただし、別紙指定区域のうち岡山県海面。※別紙8			4月1日から 12月31日まで	0			
さし網漁業 さわら流網漁業	備前市日生町、瀬戸内市地先海面			4月20日から 6月30日まで 9月20日から 11月30日まで	0			
さし網漁業 まながつお流網漁業	備前市日生町、瀬戸内市地先海面			6月11日から 9月10日まで	0			
さし網漁業 かにさし網漁業	備前市日生町、瀬戸内市地先海面			8月15日から 11月30日まで	0			
さし網漁業 げたさし網漁業	瀬戸内市邑久町地先海面			6月1日から 8月31日まで	0			
つばなわ漁業 たこつばなわ漁業	備前市、瀬戸内市地先海面			1月1日から 12月31日まで	0			
つばなわ漁業 いだこつばなわ漁業	備前市、瀬戸内市地先海面			8月1日から 5月31日まで	0			
つばなわ漁業 はぜつばなわ漁業	瀬戸内市邑久町地先海面			6月1日から 9月30日まで	0			
かごなわ漁業 あなごかごなわ漁業	瀬戸内市以東の岡山県海面			1月1日から 12月31日まで	0			
かごなわ漁業 いかかごなわ漁業	備前市、瀬戸内市地先海面			4月1日から 6月30日まで	0			
ほこ突漁業 点火ほこ突漁業	瀬戸内市邑久町地先海面			11月1日から 3月31日まで	0			
まきえ釣漁業 まきえ釣漁業	瀬戸内市邑久町地先海面			1月1日から 12月31日まで	0			
まきえ釣漁業 まきえ釣漁業	瀬戸内市邑久町地先海面			1月1日から 12月31日まで	0			
まきえ釣漁業 まきえ釣漁業	瀬戸内市邑久町地先海面			1月1日から 12月31日まで	0			
				小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 えびこぎ網漁業	玉野市沼出崎以東の岡山県海面 ただし見島湾を除く。	1月1日から 12月31日まで	5トン未満	48キロワット以下
		小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 あみこぎ網漁業	玉野市沼出崎以東の岡山県海面 ただし見島湾を除く。	11月1日から 2月28日まで	0			
		小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 べいかこぎ網漁業	玉野市沼出崎以東の岡山県海面 ただし見島湾を除く。	4月1日から 9月30日まで	0			
		小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 なまこぎ網漁業	瀬戸内市地先海面	11月1日から 3月31日まで	0			
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 えびけた網漁業	岡山市南区小串宝録山高から同米崎高を見通した延長線以東の岡山県海面 ただし、見島湾を除く。	10月15日から 4月15日まで	0			
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 そろばんこぎ網漁業	岡山市南区小串宝録山高から同米崎高を見通した延長線以東の岡山県海面 ただし、見島湾を除く。	10月15日から 4月15日まで	0			
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 戦車こぎ網漁業	備前市日生町、瀬戸内市地先海面 ただし、別紙指定区域のうち岡山県海面。※別紙6	10月20日から 4月30日まで	0			
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 戦車こぎ網漁業	備前市日生町、瀬戸内市地先海面 ただし、別紙指定区域のうち岡山県海面。※別紙6	10月20日から 4月30日まで	0			

4	牛窓	その他の小型機船底びき網漁業 板びき網	備前市日生町、瀬戸内市地先海面 ただし、別紙指定区域のうち岡山県海面。※別紙8	4月1日から 12月31日まで			0			
		機船船びき網漁業 いかなご船びき網漁業	岡山市東区犬島以東の岡山県海面 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙9	2月15日から 5月15日まで			0			
		機船船びき網漁業 いわし船びき網漁業	岡山市東区犬島以東の岡山県海面 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙9	5月16日から 7月31日まで 9月1日から 11月15日まで			0	・瀬戸内市牛窓町に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること		
		さし網漁業 さわら流網漁業	玉野市沼出崎以東の岡山県海面	4月20日から 6月30日まで 9月20日から 11月30日まで			0			
		さし網漁業 さわら流網漁業	岡山市東区犬島以東の岡山県海面	4月20日から 6月30日まで 9月20日から 11月30日まで			0			
		さし網漁業 まながつお流網漁業	玉野市沼出崎以東の岡山県海面	6月11日から 9月10日まで			0			
		さし網漁業 まながつお流網漁業	岡山市東区犬島以東の岡山県海面	6月11日から 9月10日まで			0			
		さし網漁業 さっばさし網漁業	岡山市東区犬島から瀬戸内市牛窓町までの岡山海面	4月10日から 9月30日まで			0			
		さし網漁業 げたさし網漁業	瀬戸内市牛窓町地先海面	1月1日から 12月31日まで			0			
		つばなわ漁業 たこつばなわ漁業	瀬戸内市牛窓町地先海面	1月1日から 12月31日まで			0	・瀬戸内市牛窓町に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること		
		つばなわ漁業 たこつばなわ漁業	岡山市（旧西大寺市）以東の岡山県海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0			
		つばなわ漁業 いいたこつばなわ漁業	備前市日生町、瀬戸内市地先海面	1月1日から 4月30日まで			0			
		かごなわ漁業 あなごかごなわ漁業	瀬戸内市以東の岡山県海面	1月1日から 12月31日まで			0			
		はえなわ漁業 あなごはえなわ漁業	瀬戸内市以東の岡山県海面	1月1日から 12月31日まで			0			
		ひき釣漁業 さわらひき釣漁業	瀬戸内市牛窓町黄島東端以東の岡山県海面	5月1日から 7月10日まで 10月1日から 11月30日まで			0	・瀬戸内市牛窓町に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること		
		ひき釣漁業 さわらひき釣漁業	瀬戸内市牛窓町以西、玉野市沼出崎までの岡山海面	5月1日から 7月10日まで 10月1日から 11月30日まで			0			
		ひき釣漁業 すずきひき釣漁業	瀬戸内市牛窓町地先海面 ただし、別紙操業区域内に限る。※別紙32	2月1日から 7月31日まで			0			
		えむし掛漁業 えむし掛漁業	瀬戸内市地先海面 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙33	10月1日から 5月31日まで	5トン未満	48キロワット以下	0	・瀬戸内市牛窓町に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第1種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること		
		地びき網漁業 雑魚地びき網漁業	瀬戸内市地先海面 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙34	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	・瀬戸内市牛窓町に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること		
		まきえ釣漁業 まきえ釣漁業	備前市日生町、瀬戸内市地先海面	1月1日から 12月31日まで			0			
		5	朝日	小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 えびこぎ網漁業	玉野市沼出崎以東の岡山県海面 ただし、児島湾を除く。	1月1日から 12月31日まで			0	
				小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 あみこぎ網漁業	玉野市沼出崎以東の岡山県海面 ただし、児島湾を除く。	11月1日から 2月28日まで			0	
				小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 べいかこぎ網漁業	玉野市沼出崎以東の岡山県海面 ただし、児島湾を除く。	4月1日から 11月30日まで	5トン未満	48キロワット以下	0	
				小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 えびけた網漁業	岡山市南区小串宝録山高から同米崎高を見通した延長線以東、瀬戸内市牛窓町までの岡山県海面 ただし、児島湾を除く。	10月15日から 4月15日まで			0	・岡山市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること
				小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 戦車こぎ網漁業	備前市日生町、瀬戸内市地先海面 ただし、別紙指定区域のうち岡山県海面。※別紙6	10月20日から 4月30日まで			0	
その他の小型機船底びき網漁業 板びき網漁業	備前市日生町、瀬戸内市地先海面 ただし、別紙指定区域のうち岡山県海面。※別紙8			4月1日から 12月31日まで			0			
さし網漁業 さわら流網漁業	玉野市沼出崎以東の岡山県海面			4月20日から 7月10日まで 9月20日から 11月30日まで			0			
さし網漁業 まながつお流網漁業	玉野市沼出崎以東の岡山県海面			6月11日から 9月10日まで			0			
さし網漁業 さっばさし網漁業	瀬戸内市以西、玉野市沼出崎までの岡山県海面			4月10日から 9月30日まで			0			
さし網漁業 げたさし網漁業	岡山市地先海面 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙15			1月1日から 12月31日まで			0			
つばなわ漁業 たこつばなわ漁業	岡山市東区正儀切石鼻以東の岡山市地先海面			5月1日から 12月31日まで			0			
つばなわ漁業 たこつばなわ漁業	岡山市東区正儀切石鼻以東の岡山市地先海面			5月1日から 1月31日まで			0	・岡山市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること		
つばなわ漁業 いいたこつばなわ漁業	岡山市東区正儀切石鼻以東の岡山市地先海面			1月1日から 5月31日まで	定めなし	定めなし	0			
つばなわ漁業 はぜつばなわ漁業	岡山市（旧西大寺市）地先海面			6月1日から 8月31日まで			0			
つばなわ漁業 うなぎつばなわ漁業	岡山市地先海面 ただし、別紙のとおり。※別紙18			5月1日から 11月30日まで			0			
かごなわ漁業 あなごかごなわ漁業	岡山市地先海面 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙25			1月1日から 12月31日まで			0			
はえなわ漁業 あなごはえなわ漁業	瀬戸内市、岡山市地先海面			1月1日から 12月31日まで			0			

		ひき釣漁業 さわらひき釣漁業	瀬戸内市牛窓町以西、玉野市沼出崎までの岡山県海面	5月1日から 7月10日まで 10月1日から 11月30日まで			0	・岡山市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること					
		ほこ突漁業 点火ほこ突漁業	岡山市東区正儀切石鼻以東の岡山県海面	11月1日から 3月31日まで			0	・岡山市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第1種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること					
6	九幡	小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 えびこぎ網漁業	岡山市以西、玉野市沼出崎までの岡山県海面 ただし、児島湾を除く。	1月1日から 12月31日まで	5トン未満	48キロワット以下	0	・岡山市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること					
		小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 あみこぎ網漁業	岡山市以西、玉野市沼出崎までの岡山県海面 ただし、児島湾を除く。	11月1日から 2月28日まで			0						
		小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 べいかこぎ網漁業	岡山市以西、玉野市沼出崎までの岡山県海面 ただし、児島湾を除く。	4月1日から 11月30日まで			0						
		さし網漁業 さっぱ流網漁業	岡山市地先海面	4月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	・岡山市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること					
		さし網漁業 さっぱ流網漁業	岡山市地先海面 ただし、児島湾に限る。	4月1日から 12月31日まで			0						
		さし網漁業 さっぱさし網漁業	岡山市地先海面	1月1日から 12月31日まで			0						
		つばなわ漁業 はぜつばなわ漁業	岡山市地先海面 ただし、児島湾に限る。	6月1日から 8月31日まで			0						
		つばなわ漁業 はぜつばなわ漁業	岡山市（旧西大寺市）地先海面	6月1日から 8月31日まで			0						
		つばなわ漁業 うなぎつばなわ漁業	岡山市地先海面 ただし、別紙のとおり。※別紙19	4月15日から 10月14日まで			0						
		つばなわ漁業 うなぎつばなわ漁業	岡山市地先海面 ただし、別紙のとおり。※別紙20	5月1日から 11月30日まで			0						
		つばなわ漁業 うなぎつばなわ漁業	岡山市地先海面 ただし、別紙のとおり。※別紙21	5月1日から 11月30日まで			0						
		つばなわ漁業 うなぎつばなわ漁業	岡山市地先海面 ただし、別紙のとおり。※別紙22	5月1日から 11月30日まで			0						
		はえなわ漁業 あなご、うなぎはえなわ漁業	岡山市地先海面	1月1日から 12月31日まで			0						
		はえなわ漁業 うなぎはえなわ漁業	岡山市地先海面	1月1日から 12月31日まで			0						
		はえなわ漁業 うなぎはえなわ漁業	岡山市地先海面 ただし、児島湾に限る。	1月1日から 12月31日まで			0						
		はえなわ漁業 はも、あなご、うなぎはえなわ漁業	岡山市地先海面 ただし、児島湾に限る。	1月1日から 12月31日まで			0						
		ひき釣漁業 さわらひき釣漁業	瀬戸内市牛窓町以西、玉野市沼出崎までの岡山県海面	5月1日から 7月10日まで 10月1日から 11月30日まで			0		・岡山市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること				
		固定式さし網漁業 しらうお固定式さし網漁業	吉井川 ただし、岡山市東区西大寺旧永安橋から岡山市東区西大寺乙子水門までの範囲に限る。	1月20日から 3月31日まで			0		・岡山市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること				
		7	岡山	小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 えびこぎ網漁業			岡山市地先海面 ただし、児島湾内においては別紙操業区域内とする。※別紙1		1月1日から 12月31日まで	5トン未満	5キロワット以下	0	・岡山市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること
				小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 えびこぎ網漁業			岡山市地先海面 ただし、児島湾を除く。		1月1日から 12月31日まで			48キロワット以下	
小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 あみこぎ網漁業	岡山市地先海面 ただし、児島湾内においては別紙操業区域内とする。※別紙1			11月1日から 2月28日まで	5キロワット以下	0							
小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 あみこぎ網漁業	岡山市地先海面 ただし、児島湾を除く。			11月1日から 2月28日まで	48キロワット以下	0							
小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 べいかこぎ網漁業	岡山市地先海面 ただし、児島湾内においては別紙操業区域内とする。※別紙1			3月1日から 11月30日まで	5キロワット以下	0							
小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 べいかこぎ網漁業	岡山市地先海面 ただし、児島湾を除く。			3月1日から 11月30日まで	48キロワット以下	0	・岡山市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること						
小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 えびけた網漁業	岡山市南区小串宝録山高から同米崎高を見通した延長線以東の岡山市地先海面 ただし、児島湾を除く。			10月15日から 4月15日まで		0							
さし網漁業 さっぱ流網漁業	岡山市地先海面			4月1日から 12月31日まで		0							
つばなわ漁業 はぜつばなわ漁業	岡山市地先海面 ただし、児島湾に限る。			6月1日から 8月31日まで	定めなし	定めなし	0	・岡山市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること					
つばなわ漁業 うなぎつばなわ漁業	岡山市地先海面 ただし、別紙のとおり。※別紙23			5月1日から 11月30日まで			0						
はえなわ漁業 うなぎはえなわ漁業	旧岡山市地先海面			1月1日から 12月31日まで			0						
ひき釣漁業 さわらひき釣漁業	瀬戸内市牛窓町以西、玉野市沼出崎までの岡山県海面			5月1日から 7月10日まで 10月1日から 11月30日まで			0		・岡山市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること				
しば漬漁業 しば漬漁業	岡山市地先海面 ※別紙37			6月1日から 9月30日まで	0	・岡山市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること							
				小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 えびこぎ網漁業	岡山市以西、玉野市沼出崎までの岡山県海面 ただし、児島湾を除く。	1月1日から 12月31日まで			0				
		小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 あみこぎ網漁業	岡山市以西、玉野市沼出崎までの岡山県海面 ただし、児島湾を除く。	11月1日から 2月28日まで			0						

8	小串	小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 べいかごぎ網漁業	岡山市以西、玉野市沼出崎までの岡山県海面 ただし、児島湾を除く。	4月1日から 11月30日まで	5トン未満	48キロワット以下	0	<ul style="list-style-type: none"> 岡山市南区小串及び阿津に住所又は漁業根拠地を置く者であること 操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること 			
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 えびけた網漁業	岡山市南区小串宝録山高から同米崎高を見通した延長線以東の岡山市地先海面 ただし、児島湾を除く。	10月15日から 4月15日まで			0				
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 そろばんごぎ網漁業	岡山市南区小串宝録山高から同米崎高を見通した延長線以東の岡山市地先海面 ただし、児島湾を除く。	10月15日から 4月15日まで			0				
		つばなわ漁業 うなぎつばなわ漁業	岡山市地先海面 ただし、別紙のとおり。※別紙24	5月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0		<ul style="list-style-type: none"> 岡山市南区小串及び阿津に住所又は漁業根拠地を置く者であること 操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること 操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること 		
		かごなわ漁業 あなごかごなわ漁業	岡山市、玉野市地先海面 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙26	1月1日から 12月31日まで			0				
		はえなわ漁業 あなご、うなぎはえなわ漁業	岡山市地先海面	1月1日から 12月31日まで			0				
		小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 えびごぎ網漁業	瀬戸内市牛窓町以西、玉野市までの岡山県海面 ただし、児島湾を除く。	1月1日から 12月31日まで			5トン未満			48キロワット以下	0
小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 あみごぎ網漁業	瀬戸内市牛窓町以西、玉野市までの岡山県海面 ただし、児島湾を除く。	11月1日から 2月28日まで	0								
小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 えびけた網漁業	岡山市南区小串宝録山高から同米崎高を見通した延長線以東、瀬戸内市牛窓町までの岡山県海面 ただし、児島湾を除く。	10月15日から 4月15日まで	0								
さし網漁業 さわら流網漁業	瀬戸内市牛窓町以西、玉野市洪川までの岡山県海面	4月20日から 6月30日まで 9月20日から 11月30日まで	0								
さし網漁業 まながつお流網漁業	瀬戸内市牛窓町以西、玉野市大槌島までの岡山県海面	6月11日から 9月10日まで	0								
さし網漁業 あじ流網漁業	瀬戸内市牛窓町以西、玉野市までの岡山県海面 ただし、児島湾を除く。	5月1日から 7月31日まで	0								
さし網漁業 狩さし網漁業	瀬戸内市牛窓町以西、玉野市宇野までの岡山県海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	<ul style="list-style-type: none"> 玉野市旧岡上村、玉野市山田、沼に住所又は漁業根拠地を置く者であること 操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること 					
さし網漁業 げたさし網漁業	岡山市東区犬島以西、玉野市までの岡山県海面	1月1日から 12月31日まで			0						
つばなわ漁業 たこつばなわ漁業	瀬戸内市牛窓町蓬崎沖合以西、玉野市築港高辺鼻沖合までの岡山県海面	1月1日から 12月31日まで			0						
つばなわ漁業 いいたこつばなわ漁業	瀬戸内市牛窓町蓬崎沖合以西、玉野市築港高辺鼻沖合までの岡山県海面	1月1日から 12月31日まで			0						
かごなわ漁業 あなごかごなわ漁業	玉野市地先海面 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙27	1月1日から 12月31日まで			0						
はえなわ漁業 あなごはえなわ漁業	岡山市以西、玉野市宇野までの岡山県海面	1月1日から 12月31日まで			0						
ひき釣漁業 さわらひき釣漁業	瀬戸内市牛窓町以西、玉野市沼出崎までの岡山県海面	5月1日から 7月10日まで 10月1日から 11月30日まで			0						
まきえ釣漁業 まきえ釣漁業	玉野市地先海面	1月1日から 12月31日まで			0						
10	田井	さし網漁業 さより流網漁業			玉野市後閑笠石突端から投石見通し延長線と玉野市築港高辺鼻南端から香川県香川郡直島町屏風島南端見通し線の間の岡山県海面		9月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	0	<ul style="list-style-type: none"> 玉野市北方、上山坂、下山坂、後閑、大藪、田井、築港、宇野、和田に住所又は漁業根拠地を置く者 操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること
		さし網漁業 狩さし網漁業			玉野市地先海面		1月1日から 12月31日まで			0	
		つばなわ漁業 たこつばなわ漁業	玉野市沼出崎以西、宇野港西端までの岡山県海面	1月1日から 12月31日まで	0						
		かごなわ漁業 あなごかごなわ漁業	玉野市地先海面	1月1日から 12月31日まで	0						
		はえなわ漁業 あなごはえなわ漁業	玉野市、倉敷市児島地先海面 ただし、検査錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで	0						
		ほこ突漁業 点火ほこ突漁業	玉野市沼出崎以西の玉野市地先海面	11月1日から 3月31日まで	0						
		まきえ釣漁業 まきえ釣漁業	玉野市地先海面	1月1日から 12月31日まで	0						
		小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 えびごぎ網漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市大島久須美鼻までの岡山県海面	1月1日から 12月31日まで	5トン未満	48キロワット以下	0	<ul style="list-style-type: none"> 玉野市御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、洪川に住所又は漁業根拠地を置く者であること 操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること 			
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 えびけた網漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市大島久須美鼻までの岡山県海面	12月1日から 4月10日まで			0				
		さし網漁業 さわら流網漁業	玉野市以西、倉敷市児島までの岡山県海面	4月20日から 6月30日まで 9月20日から 11月30日まで			0				
		さし網漁業 まながつお流網漁業	玉野市以西、倉敷市児島までの岡山県海面	6月11日から 9月10日まで			0				

11	日比	さし網漁業 げたさし網漁業	玉野市地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	<ul style="list-style-type: none"> ・玉野市御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、渋川に住 所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られ ている者であること
		さし網漁業 げたさし網漁業	玉野市以西、倉敷市児島までの岡山県海面	1月1日から 12月31日まで			0	
		つばなわ漁業 たこつばなわ漁業	玉野市、倉敷市児島地先海面 ただし、検査錨地 及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙 2	1月1日から 12月31日まで			0	
		つばなわ漁業 いだいこつばなわ漁業	玉野市、倉敷市児島地先海面 ただし、検査錨地 及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙 2	1月1日から 4月30日まで			0	
		はえなわ漁業 あなごはえなわ漁業	玉野市、倉敷市児島地先海面 ただし、検査錨地 及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙 2	1月1日から 12月31日まで			0	
		ひき釣漁業 さわらひき釣漁業	玉野市日比地先海面	4月20日から 6月20日まで 10月1日から 11月30日まで			0	
		ひき釣漁業 すずき・ひらめひき釣漁業	玉野市日比地先海面	3月1日から 6月30日まで 10月1日から 12月31日まで			0	
12	児島	小型機船底びき網漁業 手繰第2種漁業 えびこぎ網漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面 た だし、検査錨地及び特定港区域（別紙のとおり） を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで	5トン未満	48キロワッ ト以下	0	<ul style="list-style-type: none"> ・倉敷市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること
		小型機船底びき網漁業 手繰第2種漁業 あみこぎ網漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面 た だし、検査錨地及び特定港区域（別紙のとおり） を除く。※別紙2	11月1日から 2月28日まで			0	
		小型機船底びき網漁業 手繰第3種漁業 えびけた網漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面 た だし、検査錨地及び特定港区域（別紙のとおり） を除く。※別紙2	12月1日から 4月10日まで			0	
		小型機船底びき網漁業 手繰第3種漁業 貝けた網漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面 た だし、検査錨地及び特定港区域（別紙のとおり） を除く。※別紙2	12月1日から 4月10日まで			0	
		機船船びき網漁業 さより船びき網漁業	玉野市日比以西、倉敷市児島までの岡山県海面 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙10	10月1日から 12月31日まで 3月20日から 6月20日まで			0	
		ごち網漁業 ごち網漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市までの岡山県海面 た だし、検査錨地及び特定港区域（別紙のとおり） を除く。※別紙2	4月20日から 11月30日まで			0	
		袋待網漁業 いかなご袋待網漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市児島までの岡山県海面	2月1日から 6月30日まで			0	
		袋待網漁業 いか袋待網漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面	4月20日から 5月31日まで			0	
		袋待網漁業 まながつお袋待網漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面	6月1日から 9月15日まで			0	
		袋待網漁業 餌料いわし袋待網漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市児島までの岡山県海面	7月1日から 7月31日まで			0	
		さし網漁業 まながつお流網漁業	玉野市大槌島以西、浅口市までの岡山県海面	6月11日から 9月10日まで			0	
		さし網漁業 狩さし網漁業	倉敷市児島地先海面 ただし、検査錨地及び特定 港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0	
		さし網漁業 狩さし網漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市までの岡山県海面 た だし、検査錨地及び特定港区域（別紙のとおり） を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0	
		さし網漁業 狩さし網漁業	玉野市以西、浅口市までの岡山県海面 ただし、 検査錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除 く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0	
		さし網漁業 げたさし網漁業	玉野市以西、倉敷市児島までの岡山県海面 た だし、検査錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を 除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0	
		さし網漁業 げたさし網漁業	倉敷市児島地先海面 ただし、検査錨地及び特定 港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0	
		つばなわ漁業 はぜつばなわ漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市児島までの岡山県海面 ただし、検査錨地及び特定港区域（別紙のと おり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0	
		かごなわ漁業 あなごかごなわ漁業	倉敷市児島地先海面	1月1日から 12月31日まで			0	
		かごなわ漁業 あなごかごなわ漁業	倉敷市児島地先海面 ただし、別紙指定海域に限 る。※別紙28	1月1日から 12月31日まで			0	
		かごなわ漁業 かにかごなわ漁業	倉敷市児島地先海面 ただし、別紙指定海域に限 る。※別紙28	10月1日から 3月31日まで			0	
		はえなわ漁業 あなごはえなわ漁業	玉野市以西、浅口市までの岡山県海面 ただし、 検査錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除 く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0	
		はえなわ漁業 あなごはえなわ漁業	倉敷市児島地先海面 ただし、検査錨地及び特定 港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0	
		はえなわ漁業 たい、あなごはえなわ漁業	倉敷市児島地先海面 ただし、検査錨地及び特定 港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0	
		地びき網漁業 雑魚地びき網漁業	倉敷市児島地先海面 ただし、裏面指定海域に限 る。※別紙35	1月1日から 12月31日まで			0	
		ほこ突漁業 点火ほこ突漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市児島までの岡山県海面	1月1日から 12月31日まで			0	
		ほこ突漁業 点火ほこ突漁業	倉敷市児島地先海面 ただし、検査錨地及び特定 港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0	
		潜水器漁業 たいらぎ潜水器漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面	12月1日から 4月20日まで			0	
		潜水器漁業 みるくい・なみがい潜水器漁業	倉敷市児島地先海面	12月1日から 4月20日まで			0	

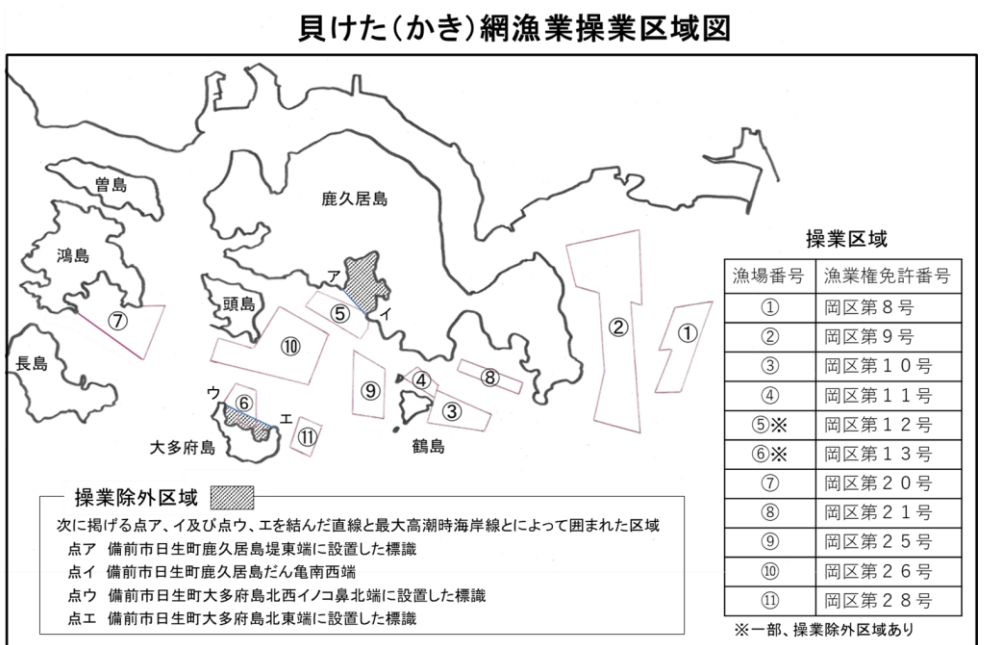
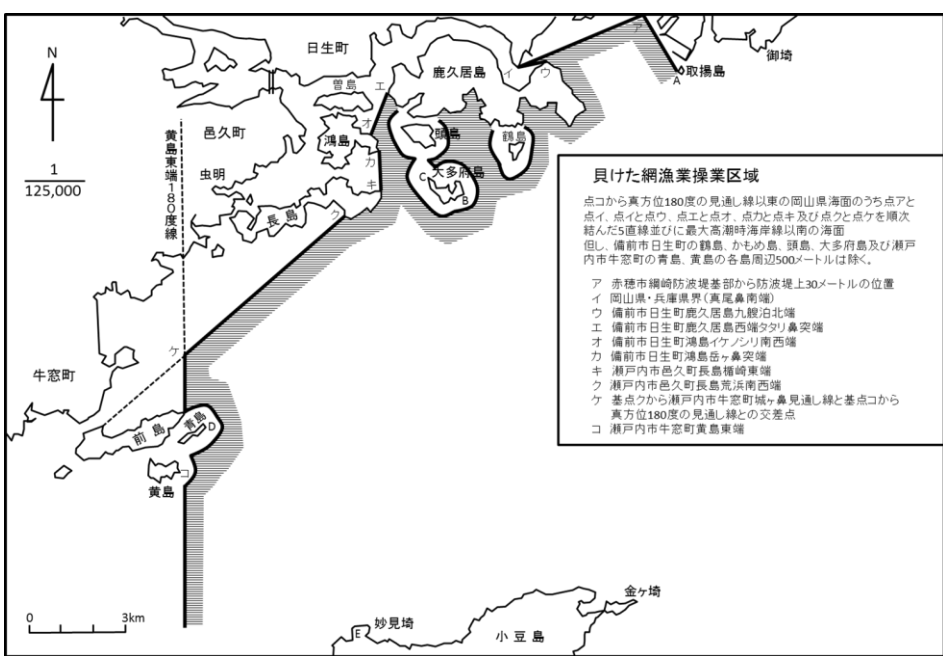
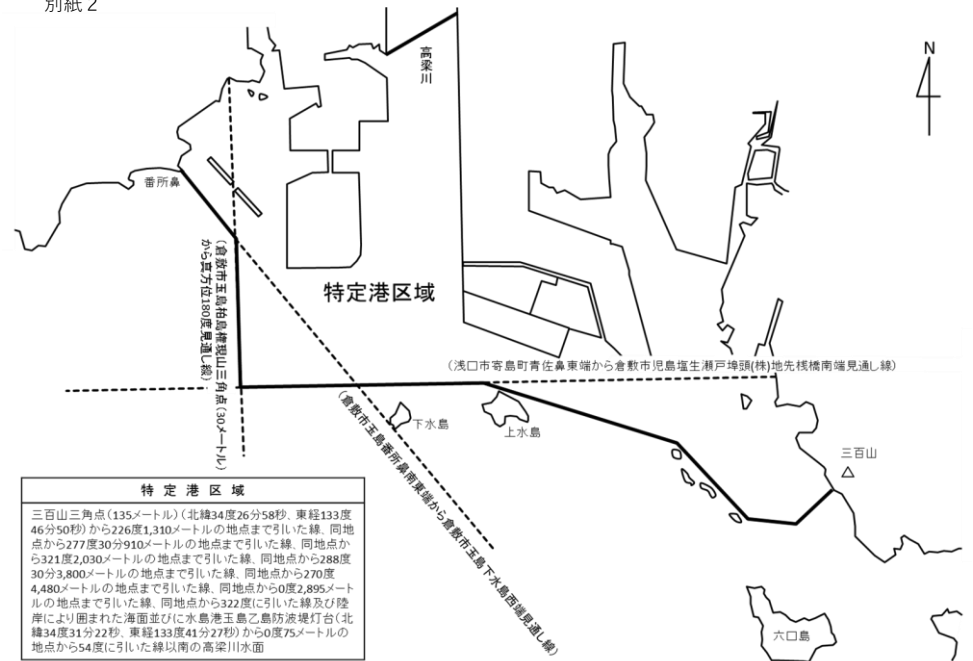
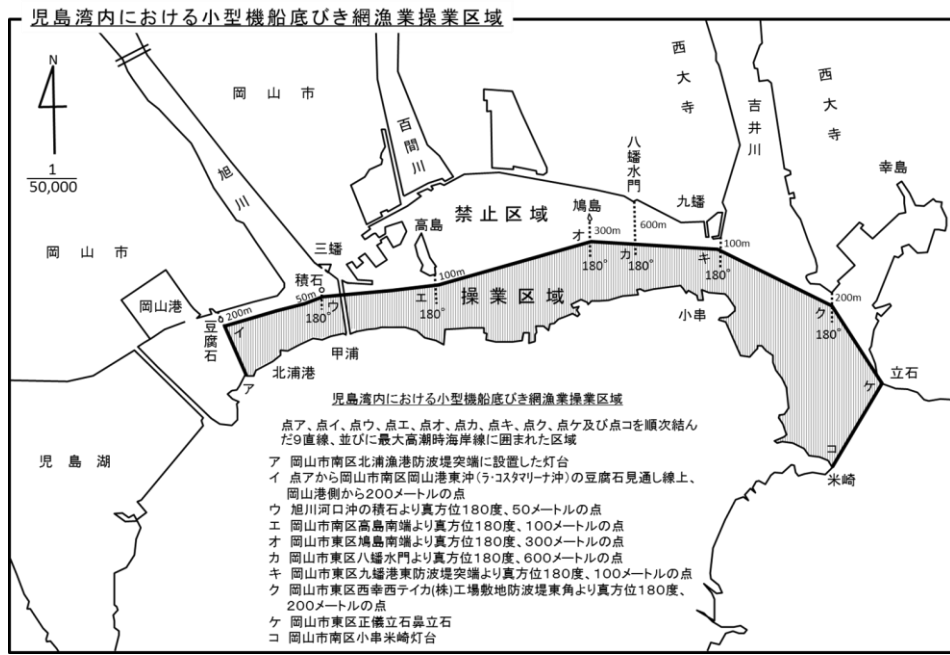
		まきえ釣漁業 まきえ釣漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市児島までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0		・倉敷市に住所又は漁業根拠地を置く者であること	
		まきえ釣漁業 まきえ釣漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市児島までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0		・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること	
		まきえ釣漁業 まきえ釣漁業	倉敷市児島地先海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0			
13	田之浦	小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 えびこぎ網漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで	5トン未満	48キロワット以下	0			
		小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 あみこぎ網漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	11月1日から 2月28日まで			0			
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 えびけた網漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	12月1日から 4月10日まで			0			
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 貝けた網漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	12月1日から 4月10日まで			0			
		機船船びき網漁業 さより船びき網漁業	倉敷市下津井灯籠鼻から香川県坂出市榎石島北西端見通し線以西、倉敷市玉島乙島玉島ハーバーアイランド廃棄物埋立護岸南東端から香川県丸亀市手島甚平鼻見通し線以東の岡山県海面	10月1日から 12月31日まで 3月20日から 6月20日まで			0			
		袋待網漁業 いかなご袋待網漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市児島までの岡山県海面	2月1日から 6月30日まで			0			
		袋待網漁業 いか袋待網漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面	4月20日から 5月31日まで			0		・倉敷市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること	
		袋待網漁業 まながつお袋待網漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面	6月1日から 9月15日まで			0		・同業者間による操業調整が図られている者であること	
		袋待網漁業 餌料いわし袋待網漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市児島までの岡山県海面	7月1日から 7月31日まで			0			
		さし網漁業 さわら流網漁業	玉野市大槌島以西、浅口市までの岡山県海面	4月20日から 6月30日まで			0			
		さし網漁業 まながつお流網漁業	玉野市大槌島以西、浅口市までの岡山県海面	6月11日から 9月10日まで			0		・倉敷市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること	
		さし網漁業 あじ流網漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	7月1日から 9月30日まで			0			
		さし網漁業 狩さし網漁業	倉敷市以西、浅口市までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0			
		さし網漁業 げたさし網漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市児島までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0			
		さし網漁業 げたさし網漁業	倉敷市児島地先海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0			
		つばなわ漁業 たこつばなわ漁業	倉敷市児島地先海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0		・倉敷市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること	
		つばなわ漁業 いいたこつばなわ漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市児島までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 4月30日まで 7月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0		・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること	
		かごなわ漁業 あなごかごなわ漁業	倉敷市児島地先海面	1月1日から 12月31日まで			0			
		はえなわ漁業 あなごはえなわ漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市児島までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0			
		はえなわ漁業 あなごはえなわ漁業	玉野市、倉敷市地先海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0			
		ひき釣漁業 すずき・ひらめひき釣漁業	倉敷市下津井祇園鼻と香川県坂出市榎石島北西端との見通し線以西の倉敷市児島地先海面	3月1日から 11月30日まで			0		・倉敷市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること	
		ほこ突漁業 点火ほこ突漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市児島までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0		・倉敷市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第1種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること	
		潜水器漁業 たいらぎ潜水器漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面	12月1日から 4月20日まで			0		・倉敷市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること	
		潜水器漁業 みるくい・なみがい潜水器漁業	倉敷市児島地先海面	12月1日から 4月20日まで			0		・同業者間による操業調整が図られている者であること	
		まきえ釣漁業 まきえ釣漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市児島までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0		・倉敷市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること	
		まきえ釣漁業 まきえ釣漁業	玉野市、倉敷市児島地先海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0		・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること	
		小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 えびこぎ網漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで	5トン未満	48キロワット以下	0			
		小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 あみこぎ網漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	11月1日から 2月28日まで			0			
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 えびけた網漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	12月1日から 4月10日まで			0			
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 貝けた網漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	12月1日から 4月10日まで			0		・倉敷市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること	
機船船びき網漁業 いか船びき網漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市児島までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	4月25日から 6月15日まで			0					
機船船びき網漁業 さより船びき網漁業	倉敷市下津井灯籠鼻から香川県坂出市榎石島北西端見通し線以西、倉敷市玉島乙島玉島ハーバーアイランド廃棄物埋立護岸南東端から香川県丸亀市手島甚平鼻見通し線以東の岡山県海面	10月1日から 12月31日まで 3月20日から 6月20日まで			0					

14	下津井	ごち網漁業 ごち網漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市までの岡山県海面	4月20日から 11月30日まで			0	・倉敷市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること
		袋待網漁業 いかなご袋待網漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市児島までの岡山県海面	2月1日から 6月30日まで			0	・倉敷市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・同業者間による操業調整が図られている者であること
		袋待網漁業 いか袋待網漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面	4月20日から 5月31日まで			0	
		袋待網漁業 まながつお袋待網漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面	6月1日から 9月15日まで			0	
		袋待網漁業 餌料いわし袋待網漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市児島までの岡山県海面	7月1日から 7月31日まで			0	
		さし網漁業 さわら流網漁業	玉野市大槌島以西、浅口市までの岡山県海面	4月20日から 6月30日まで			0	
		さし網漁業 まながつお流網漁業	玉野市大槌島以西、浅口市までの岡山県海面	6月11日から 9月10日まで			0	
		さし網漁業 きす流網漁業	倉敷市地先海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	4月1日から 11月30日まで			0	
		さし網漁業 狩さし網漁業	倉敷市以西、浅口市までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0	
		さし網漁業 げたさし網漁業	倉敷市児島地先海面	1月1日から 12月31日まで			0	
		つばなわ漁業 たこつばなわ漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0	
		つばなわ漁業 たこつばなわ漁業	倉敷市児島地先海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0	
		つばなわ漁業 いいたこつばなわ漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 4月30日まで 7月1日から 10月31日まで			0	
		つばなわ漁業 いいたこつばなわ漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 4月30日まで			0	
		つばなわ漁業 いいたこつばなわ漁業	倉敷市児島以西、浅口市までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	7月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	・倉敷市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること
		つばなわ漁業 いいたこつばなわ漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	7月1日から 10月31日まで			0	
		つばなわ漁業 いいたこつばなわ漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	7月1日から 10月31日まで			0	
		かごなわ漁業 あなごかごなわ漁業	倉敷市児島地先海面	1月1日から 12月31日まで			0	
		はえなわ漁業 あなごはえなわ漁業	玉野市以西、浅口市までの岡山県海面	1月1日から 12月31日まで			0	
		はえなわ漁業 たい、あなごはえなわ漁業	玉野市以西、浅口市までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0	
		ひき釣漁業 すずぎ・ひらめひき釣漁業	倉敷市下津井祇園鼻と香川県坂出市榎石島北西端との見通し線以西の倉敷市児島地先海面	3月1日から 11月30日まで			0	・倉敷市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること
		ほこ突漁業 点火ほこ突漁業	玉野市以西、倉敷市児島までの岡山県海面	1月1日から 12月31日まで			0	・倉敷市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第1種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること
		潜水器漁業 たいらぎ潜水器漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面	12月1日から 4月20日まで			0	・倉敷市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること
		潜水器漁業 みるくい・なみがい潜水器漁業	倉敷市児島地先海面	12月1日から 4月20日まで			0	・同業者間による操業調整が図られている者であること
		まきえ釣漁業 まきえ釣漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市児島までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0	・倉敷市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること
		まきえ釣漁業 まきえ釣漁業	玉野市沼出崎以西、倉敷市までの岡山県海面	1月1日から 12月31日まで			0	
15	連島	小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 えびごぎ網漁業	倉敷市下津井灯籠鼻以西の岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0	・倉敷市連島町鶴新田、連島町西之浦、連島町矢柄、連島町連島、連島町亀島新田、水島南亀島町、水島北亀島町、亀島、神田、連島中央に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること
		小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 あみごぎ網漁業	倉敷市下津井灯籠鼻以西の岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	11月1日から 2月28日まで			0	
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 えびけた網漁業	倉敷市下津井灯籠鼻以西の岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	11月1日から 4月10日まで			0	
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 貝けた網漁業	倉敷市下津井灯籠鼻以西の岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	11月1日から 4月10日まで	5トン未満	48キロワット以下	0	
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 貝けた網漁業	倉敷市玉島地先海面 ただし、別紙指定区域に限る。※別紙5	4月1日から 7月31日まで 9月1日から 3月31日まで			0	
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 そろばんごぎ網漁業	倉敷市下津井灯籠鼻以西の岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	11月1日から 4月10日まで			0	
		さし網漁業 狩さし網漁業	倉敷市、浅口市地先海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0	
		さし網漁業 雑魚さし網漁業	高梁川河口域 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙14	4月1日から 1月31日まで	定めなし	定めなし	0	
		はえなわ漁業 あなご、うなぎはえなわ漁業	倉敷市、浅口市地先海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで			0	
							0	

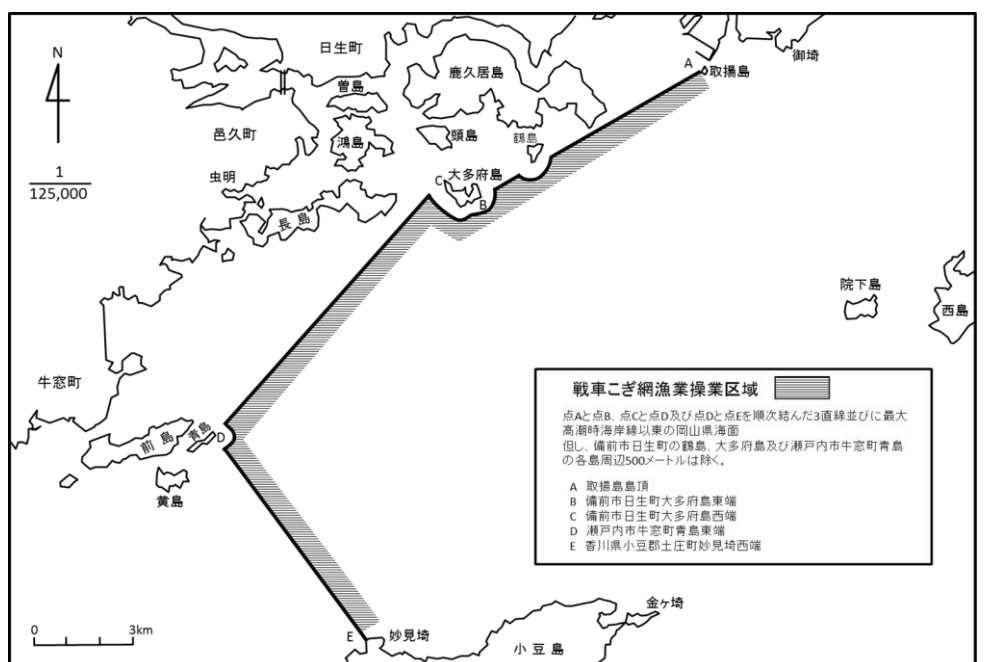
16	乙島	小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 貝けた網漁業	倉敷市玉島地先海面 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙5	4月1日から 7月31日まで 9月1日から 3月31日まで	5トン未満	48キロワット以下	0	・倉敷市玉島乙島、玉島柏島、玉島勇崎、玉島2丁目、玉島3丁目に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること
		さし網漁業 雑魚さし網漁業	高梁川河口域 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙14	4月1日から 1月31日まで	定めなし	定めなし	0	・倉敷市玉島乙島、玉島柏島、玉島勇崎、玉島2丁目、玉島3丁目に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること
17	黒崎	小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 えびこぎ網漁業	倉敷市下津井灯籠鼻以西の岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで	5トン未満	48キロワット以下	0	・倉敷市玉島黒崎、玉島黒崎新町、玉島勇崎、玉島柏台、玉島柏島に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること
		小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 あみこぎ網漁業	倉敷市下津井灯籠鼻以西の岡山県海面 但し、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	11月1日から 2月28日まで			0	
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 えびけた網漁業	倉敷市下津井灯籠鼻以西の岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	11月1日から 4月10日まで			0	
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 貝けた網漁業	倉敷市下津井灯籠鼻以西の岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	11月1日から 4月10日まで			0	
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 そろばんこぎ網漁業	倉敷市下津井灯籠鼻以西の岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	11月1日から 4月10日まで			0	
		さし網漁業 さわら流網漁業	倉敷市下津井灯籠鼻以西の岡山県海面	4月20日から 6月30日まで 9月20日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	
		さし網漁業 さわら流網漁業	倉敷市玉島以西の岡山県海面	4月20日から 6月30日まで 9月20日から 11月30日まで			0	
		さし網漁業 まながつお流網漁業	倉敷市下津井灯籠鼻以西の岡山県海面	6月11日から 9月10日まで			0	
		さし網漁業 まながつお流網漁業	倉敷市下津井灯籠鼻以西、浅口市寄島町寄島西端と香川県丸亀市小島西端とを結んだ線までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	6月11日から 9月10日まで			0	
		さし網漁業 さっぱ流網漁業	倉敷市玉島以西、浅口市までの岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	6月1日から 10月31日まで			0	
		さし網漁業 かにさし網漁業	倉敷市玉島地先海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	7月1日から 10月31日まで			0	
		さし網漁業 げたさし網漁業	倉敷市玉島以西、浅口市までの岡山県海面	5月1日から 8月31日まで			0	
		つばなわ漁業 はぜつばなわ漁業	倉敷市玉島地先海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	6月1日から 12月31日まで			0	
		かごなわ漁業 あなごかごなわ漁業	倉敷市玉島地先海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	4月1日から 11月30日まで			0	
		かごなわ漁業 かにかごなわ漁業	倉敷市玉島黒崎及び浅口市地先海面 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙30	10月1日から 3月31日まで			0	
はえなわ漁業 うなぎはえなわ漁業	倉敷市下津井灯籠鼻以西の岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで	0					
18	寄島	小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 えびこぎ網漁業	倉敷市下津井灯籠鼻以西の岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで	5トン未満	48キロワット以下	0	・浅口市寄島町に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること
		小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 あみこぎ網漁業	倉敷市下津井灯籠鼻以西の岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	11月1日から 2月28日まで			0	
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 えびけた網漁業	倉敷市下津井灯籠鼻以西の岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	11月1日から 4月10日まで			0	
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 貝けた網漁業	倉敷市下津井灯籠鼻以西の岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	11月1日から 4月10日まで			0	
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 そろばんこぎ網漁業	倉敷市下津井灯籠鼻以西の岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	11月1日から 4月10日まで			0	
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 戦車こぎ網漁業	笠岡市地先海面 ただし、別紙指定区域海域のうち岡山県海面。※別紙7	12月1日から 3月31日まで	0			
		さし網漁業 さわら流網漁業	倉敷市玉島以西の岡山県海面	4月20日から 6月30日まで 9月20日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	
		さし網漁業 まながつお流網漁業	倉敷市玉島以西の岡山県海面	6月11日から 9月10日まで			0	
		さし網漁業 まながつお流網漁業	倉敷市玉島以西の岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	6月1日から 10月31日まで			0	
		さし網漁業 囲さし網漁業	倉敷市玉島以西、浅口市までの岡山県海面	1月1日から 12月31日まで			0	
		さし網漁業 げたさし網漁業	倉敷市玉島以西の岡山県海面	1月1日から 12月31日まで			0	
		かごなわ漁業 あなごかごなわ漁業	浅口市地先海面	4月1日から 11月30日まで			0	
		ひき釣漁業 さわらひき釣漁業	浅口市以西の岡山県海面	5月1日から 6月30日まで 10月1日から 11月30日まで			0	
		ひき釣漁業 さわらひき釣漁業	浅口市以西の岡山県海面	5月1日から 6月30日まで 10月1日から 11月30日まで			0	
		ひき釣漁業 さわらひき釣漁業	浅口市以西の岡山県海面	5月1日から 6月30日まで 10月1日から 11月30日まで			0	
ひき釣漁業 さわらひき釣漁業	浅口市以西の岡山県海面	5月1日から 6月30日まで 10月1日から 11月30日まで	0					

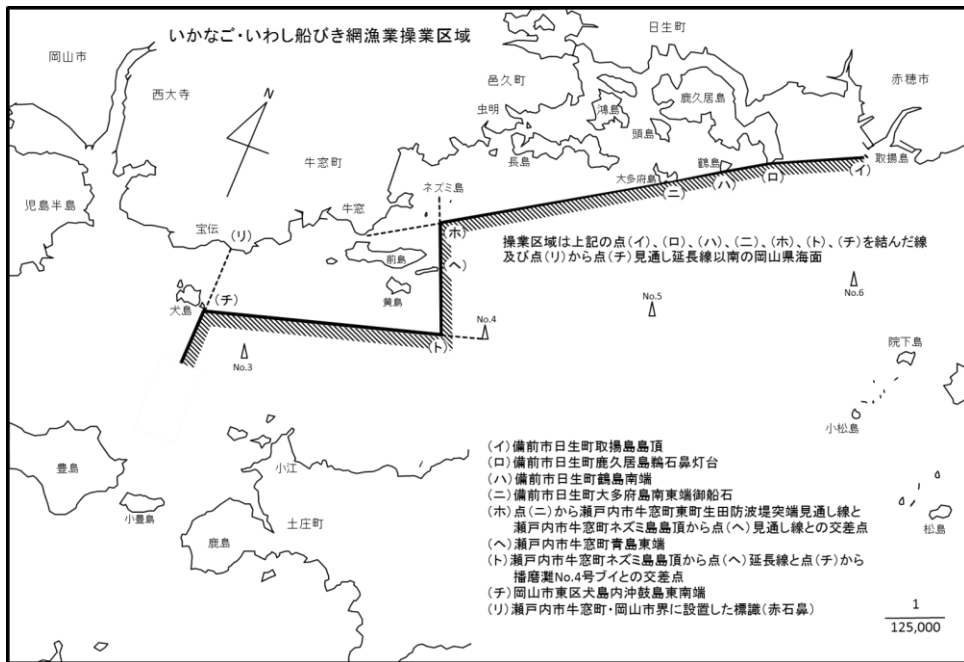
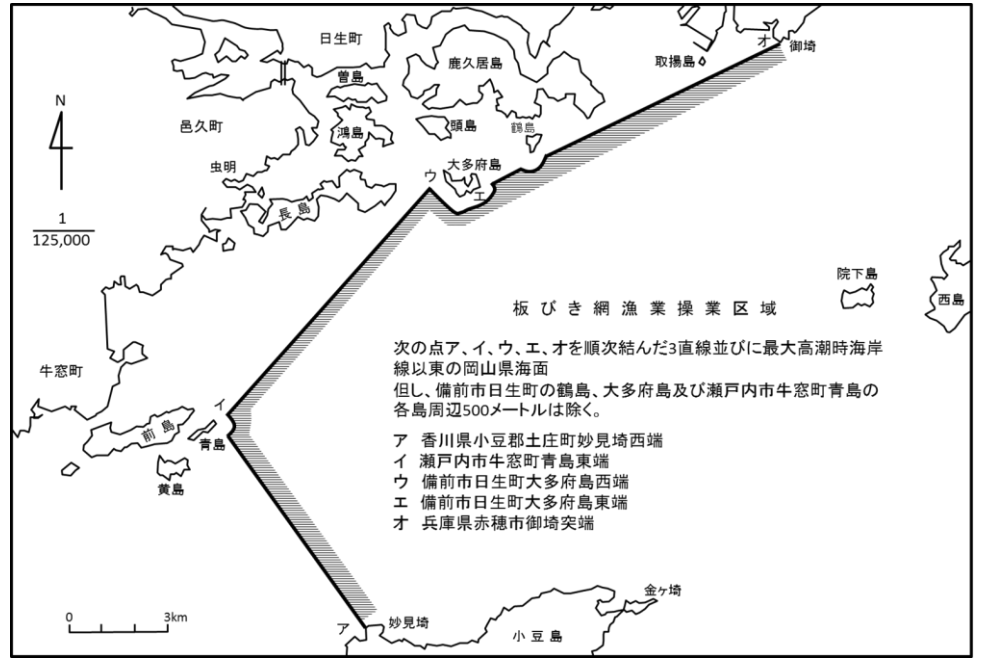
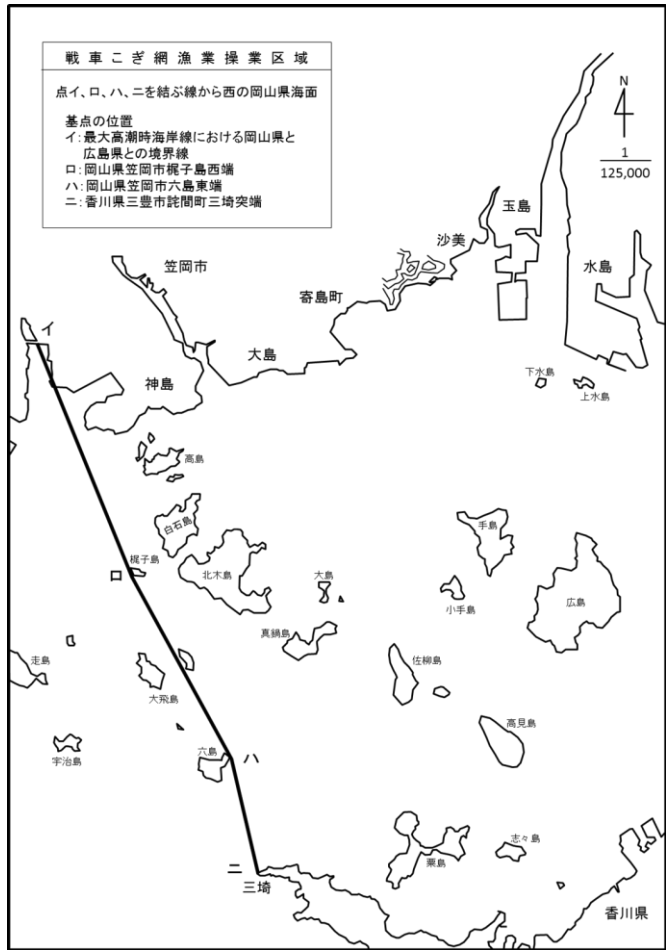
19	笠岡本土	小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 えびこぎ網漁業	倉敷市玉島以西の岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで	5トン未満	48キロワット以下	0	<ul style="list-style-type: none"> ・笠岡市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること 		
		小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 あみこぎ網漁業	倉敷市玉島以西の岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	11月1日から 2月28日まで			0			
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 えびけた網漁業	浅口市以西の岡山県海面	11月1日から 4月10日まで			0			
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 貝けた網漁業	浅口市以西の岡山県海面	11月1日から 4月10日まで			0			
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 そろばんこぎ網漁業	浅口市以西の岡山県海面	11月1日から 4月10日まで			0			
		小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 戦車こぎ網漁業	笠岡市地先海面 ただし、別紙指定区域海域のうち岡山県海面に限る。※別紙7	12月1日から 3月31日まで			0			
		さし網漁業 さわら流網漁業	倉敷市玉島以西の岡山県海面	4月20日から 6月30日まで 9月20日から 11月30日まで			0			
		さし網漁業 まながつお流網漁業	倉敷市玉島以西の岡山県海面	6月11日から 9月10日まで	0					
		さし網漁業 げたさし網漁業	笠岡市地先海面	1月1日から 12月31日まで	0	<ul style="list-style-type: none"> ・笠岡市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること 				
		さし網漁業 げたさし網漁業	笠岡市地先海面 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙16	6月1日から 8月31日まで	0					
		つばなわ漁業 たこつばなわ漁業	笠岡市地先海面 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙17	1月1日から 12月31日まで	0					
		かごなわ漁業 かにかごなわ漁業	笠岡市地先海面 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙31	10月1日から 12月31日まで	0					
		はえなわ漁業 あなごはえなわ漁業	浅口市以西の岡山県海面	1月1日から 12月31日まで	0					
		はえなわ漁業 あなごはえなわ漁業	笠岡市地先海面	1月1日から 12月31日まで	0					
		ひき釣漁業 たちうおひき釣漁業	笠岡市地先海面	10月1日から 12月31日まで	0					
		ほこ突漁業 点火ほこ突漁業	笠岡市地先海面	1月1日から 12月31日まで	0	<ul style="list-style-type: none"> ・笠岡市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第1種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること 				
		まきえ釣漁業 まきえ釣漁業	浅口市以西の岡山県海面	1月1日から 12月31日まで	0	<ul style="list-style-type: none"> ・笠岡市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること 				
		まきえ釣漁業 まきえ釣漁業	笠岡市地先海面	1月1日から 12月31日まで	0					
		20	笠岡諸島	小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 えびこぎ網漁業	倉敷市玉島以西の岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	1月1日から 12月31日まで	5トン未満	48キロワット以下	0	<ul style="list-style-type: none"> ・笠岡市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること
				小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 あみこぎ網漁業	倉敷市玉島以西の岡山県海面 ただし、検疫錨地及び特定港区域（別紙のとおり）を除く。※別紙2	11月1日から 2月28日まで			0	
小型機船底びき網漁業 手線第2種漁業 自家用餌料びき網漁業	笠岡市地先海面			1月1日から 12月31日まで	0					
小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 えびけた網漁業	浅口市以西の岡山県海面			11月1日から 4月10日まで	0					
小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 貝けた網漁業	浅口市以西の岡山県海面			11月1日から 4月10日まで	0					
小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 そろばんこぎ網漁業	浅口市以西の岡山県海面			11月1日から 4月10日まで	0					
小型機船底びき網漁業 手線第3種漁業 戦車こぎ網漁業	笠岡市地先海面 ただし、別紙指定区域海域のうち岡山県海面に限る。※別紙7			12月1日から 3月31日まで	0					
機船びき網漁業 さより船びき網漁業	笠岡市真鍋島地先海面 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙12			2月1日から 4月30日まで	0					
ごち網漁業 ごち網漁業	笠岡市地先海面			5月1日から 8月31日まで	0	<ul style="list-style-type: none"> ・笠岡市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること 				
ごち網漁業 ごち網漁業	笠岡市地先海面			4月16日から 8月31日まで	0					
袋待網漁業 いかなご袋待網漁業	笠岡市地先海面 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙13-1、13-2			2月15日から 5月31日まで	0					
袋待網漁業 いか袋待網漁業	笠岡市地先海面			5月10日から 6月30日まで	0	<ul style="list-style-type: none"> ・笠岡市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること 				
さし網漁業 さわら流網漁業	笠岡市地先海面			4月20日から 6月30日まで 9月20日から 11月30日まで	0					
さし網漁業 まながつお流網漁業	笠岡市地先海面			6月11日から 9月10日まで	0					
さし網漁業 きす流網漁業	笠岡市地先海面			5月1日から 9月15日まで	0					
さし網漁業 きす流網漁業	笠岡市地先海面			3月1日から 12月31日まで	0					
さし網漁業 きす流網漁業	笠岡市地先海面			5月15日から 9月30日まで	0					
さし網漁業 かにさし網漁業	笠岡市地先海面			7月1日から 10月31日まで	0					
さし網漁業 げたさし網漁業	笠岡市地先海面			1月1日から 12月31日まで	0					

さし網漁業 げたさし網漁業	笠岡市地先海面 ただし、別紙指定海域に限る。 ※別紙16	6月1日から 8月31日まで	定めなし	定めなし	0	<ul style="list-style-type: none"> ・笠岡市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること
つばなわ漁業 たこつばなわ漁業	笠岡市地先海面	1月1日から 12月31日まで			0	
つばなわ漁業 たこつばなわ漁業	笠岡市地先海面	5月1日から 9月4日まで 10月1日から 1月31日まで			0	
つばなわ漁業 たこつばなわ漁業	笠岡市地先海面 ただし、北木島の最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線によって囲まれた区域に限る。	5月1日から 9月4日まで 10月1日から 1月31日まで			0	
かごなわ漁業 いかかごなわ漁業	笠岡市地先海面 ただし、別紙指定海域に限る。 ※別紙29	4月1日から 6月30日まで			0	
はえなわ漁業 たい、あなごはえなわ漁業	浅口市以西の岡山県海面	1月1日から 12月31日まで			0	
ひき釣漁業 さわらひき釣漁業	笠岡市地先海面	5月1日から 6月30日まで 10月1日から 11月30日まで			0	<ul style="list-style-type: none"> ・笠岡市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること
ひき釣漁業 たちうおひき釣漁業	笠岡市地先海面	10月1日から 12月31日まで			0	
地びき網漁業 雑魚地びき網漁業	笠岡市白石島西ノ浦地先海面 ただし、別紙指定海域に限る。※別紙36	4月1日から 11月30日まで			0	<ul style="list-style-type: none"> ・笠岡市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること
ほこ突漁業 点火ほこ突漁業	笠岡市地先海面	1月1日から 12月31日まで			0	<ul style="list-style-type: none"> ・笠岡市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第1種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること
まきえ釣漁業 まきえ釣漁業	笠岡市地先海面	1月1日から 12月31日まで			0	<ul style="list-style-type: none"> ・笠岡市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること

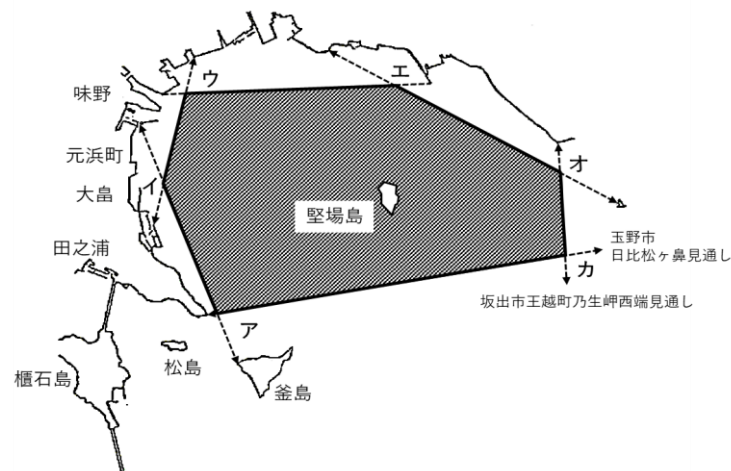


貝けた網漁業作業区域





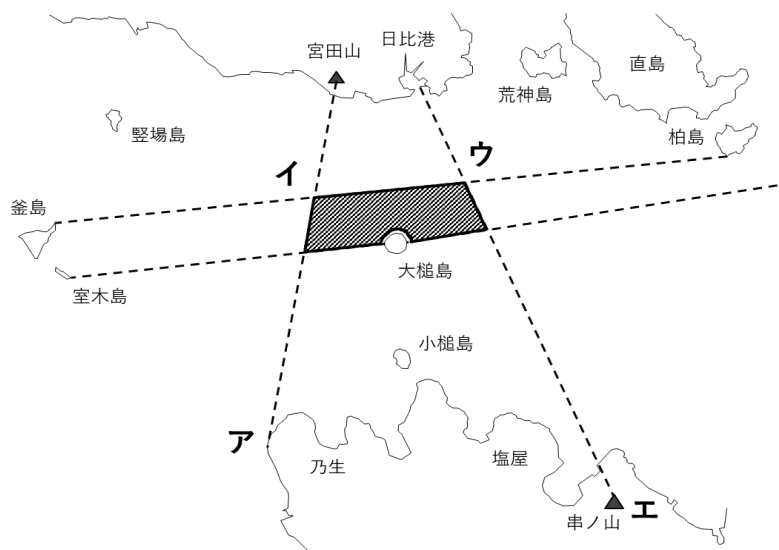
さより船びき網漁業操業区域【倉敷市児島】



操業区域
 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次結んだ6直線によって囲まれた区域

ア：倉敷市大島久須美鼻から玉野市日比松ヶ鼻見通し線と児島観光港沖一文字防波堤西端から倉敷市釜島西端見通し線との交差点
 イ：児島観光港沖一文字防波堤西端から倉敷市釜島西端見通し線と倉敷市大島人工島北防波堤突端から倉敷市児島下の町和井田港東防波堤突端見通し線との交差点
 ウ：倉敷市大島人工島北防波堤突端から倉敷市児島下の町和井田港東防波堤突端見通し線と倉敷市児島小川町児島マリナブル護岸南西端から倉敷市児島唐琴崎石鼻防波堤突端見通し線との交差点
 エ：倉敷市児島小川町児島マリナブル護岸南西端から倉敷市児島唐琴崎石鼻防波堤突端見通し線と倉敷市田の口住友化学岡山プラント南東護岸から高州東方灯浮標見通し線との交差点
 オ：倉敷市田の口住友化学岡山プラント南東護岸から高州東方灯浮標見通し線と倉敷市、玉野市界松ヶ鼻から香川県坂出市王越町乃生岬西端見通し線との交差点
 カ：倉敷市、玉野市界松ヶ鼻から香川県坂出市王越町乃生岬西端見通し線との倉敷市大島久須美鼻から玉野市日比松ヶ鼻見通し線との交差点

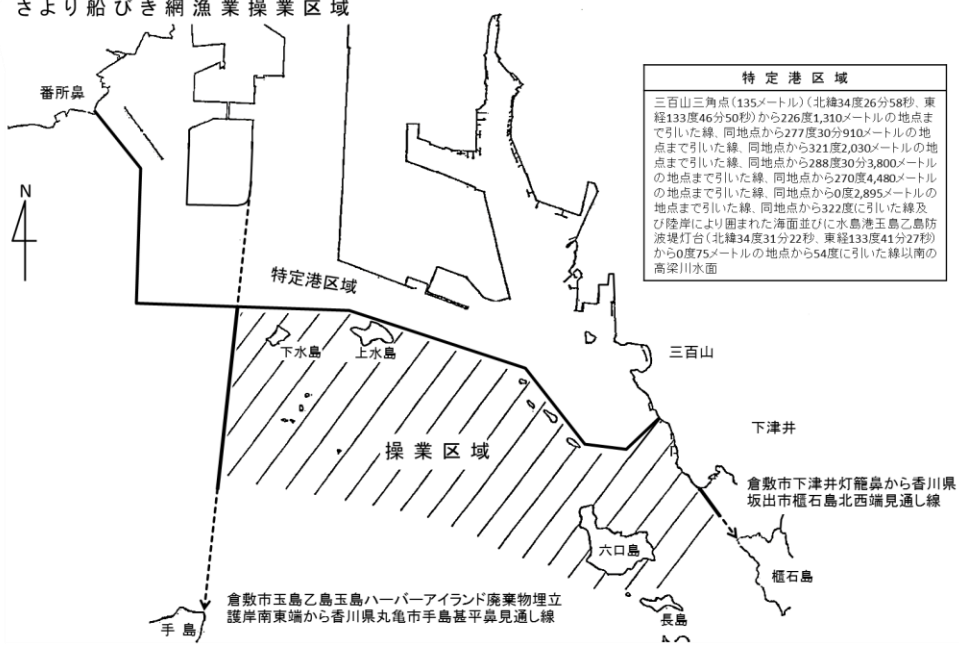
さより船びき網漁業操業区域【玉野市日比】



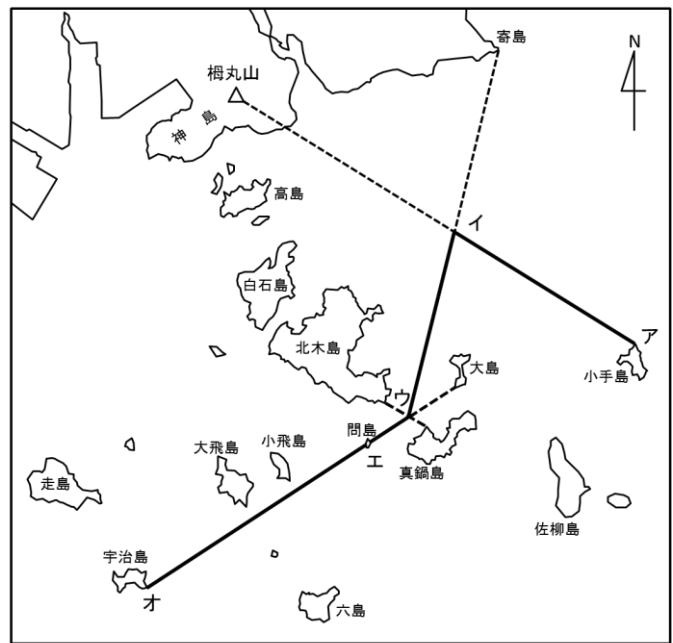
操業区域
 点ア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ3直線以南の岡山県海面
 ただし、玉野市大槌島最大高潮時海岸線から沖合100メートルの区域を除く。

ア：香川県坂出市大越町乃生岬西端
 イ：点アから玉野市日比宮田山高頂見通し線と倉敷市釜島北東端から香川県香川郡直島町柏島嶮ノ養鼻見通し線との交差点
 ウ：倉敷市釜島北東端から香川県香川郡直島町柏島嶮ノ養鼻見通し線と玉野市向日比日比港東6号防波堤突端から香川県高松市神在川窪町串ノ山高頂見通し線との交差点
 エ：香川県高松市神在川窪町串ノ山高頂

さより船びき網漁業操業区域



さより船びき網漁業操業区域

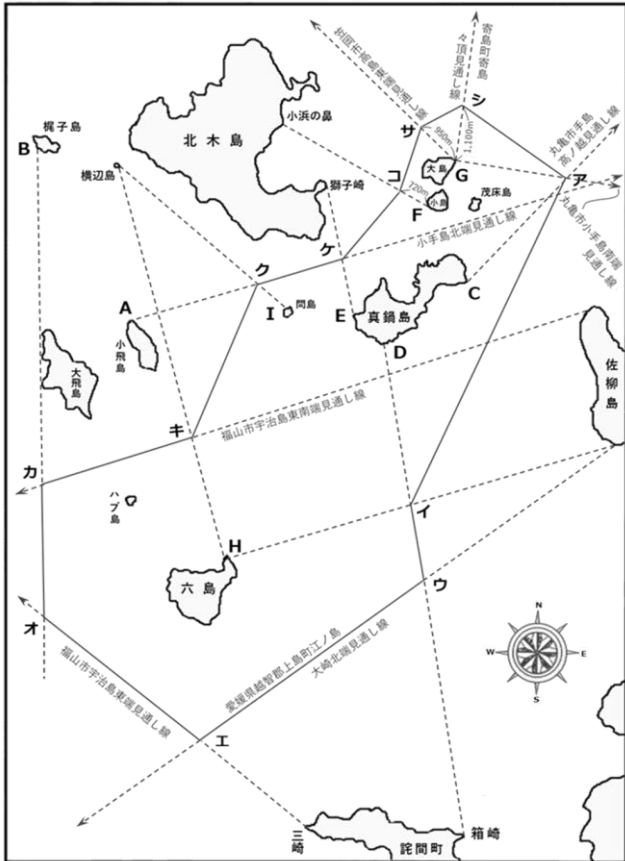


操業区域: 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点オの各点を順次結んだ4直線以南の岡山県海面

- 点ア: 香川県丸亀市小手島北東端
- 点イ: 点アと笠岡市神島梅丸山山頂とを結んだ線と点ウと浅口市寄島町寄島を結んだ線との交差点
- 点ウ: 笠岡市北木島町野島鼻と笠岡市真鍋島弁天島鼻を結んだ線と点エと笠岡市真鍋島大島南西端を結んだ線との交差点
- 点エ: 笠岡市問島山頂
- 点オ: 広島県福山市宇治島東南端

いかなご袋待網漁業操業指定海域

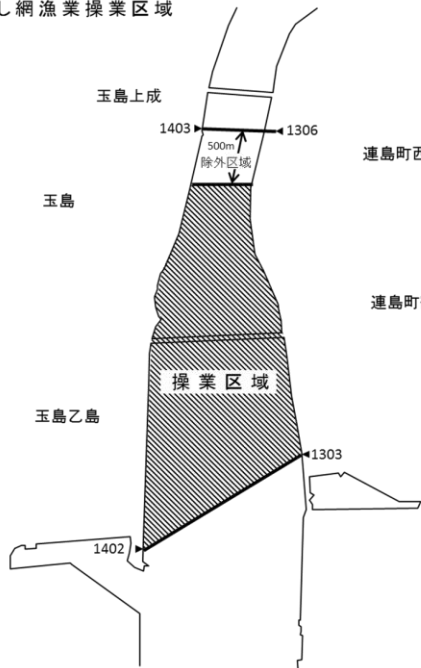
点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び点アを順次結んだ12直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域



点の位置

- 基点A 笠岡市小飛島北端エノコイン鼻に設置した標識
- 基点B 笠岡市梶子島南西端に設置した標識
- 基点C 笠岡市真鍋島去浜鼻先端に設置した標識
- 基点D 笠岡市真鍋島尾鼻南端に設置した標識
- 基点E 笠岡市真鍋島丸の鼻北西端に設置した標識
- 基点F 笠岡市大島白石に設置した標識
- 基点G 笠岡市大島北東端に設置した標識
- 基点H 笠岡市六島笠松鼻先端に設置した標識
- 基点I 笠岡市問島山頂に設置した標識
- 点ア 基点Cから香川県丸亀市手島高ノ越鼻北端見通し線と、基点Gから香川県丸亀市小手島南端見通し線との交差点
- 点イ 基点Dから香川県三豊市詫間町箱崎燈台見通し線と、基点Hから香川県仲多度郡多度津町佐柳島南端見通し線との交差点
- 点ウ 香川県仲多度郡多度津町佐柳島南端から愛媛県越智郡上島町江ノ島大崎北端見通し線と、基点Dから香川県三豊市詫間町箱崎燈台見通し線との交差点
- 点エ 香川県仲多度郡多度津町佐柳島南端から愛媛県越智郡上島町江ノ島大崎北端見通し線と、香川県三豊市詫間町三崎燈台から広島県福山市宇治島東端見通し線との交差点
- 点オ 香川県三豊市詫間町三崎燈台から広島県福山市宇治島東端見通し線と、基点Bから笠岡市大飛島西端見通し線との交差点
- 点カ 基点Bから笠岡市大飛島西端見通し線と香川県仲多度郡多度津町佐柳島北端から広島県福山市宇治島東端見通し線との交差点
- 点キ 基点Hから笠岡市横辺島島頂見通し線と、香川県仲多度郡多度津町佐柳島北端から広島県福山市宇治島東端見通し線との交差点
- 点ク 基点Aから香川県丸亀市小手島北端見通し線と、基点Iから笠岡市横辺島島頂見通し線との交差点
- 点ケ 基点Eから笠岡市北木島獅子崎東端見通し線と、基点Aから香川県丸亀市小手島北端見通し線との交差点
- 点コ 基点Fから笠岡市北木島小浜の鼻見通し線上、基点Fから720メートルの点
- 点サ 基点Gから笠岡市高島東端見通し線上、基点Gから950メートルの点
- 点シ 基点G第から浅口市寄島町寄島島頂見通し線上、基点Gから1,100メートルの点

雑漁さし網漁業操業区域

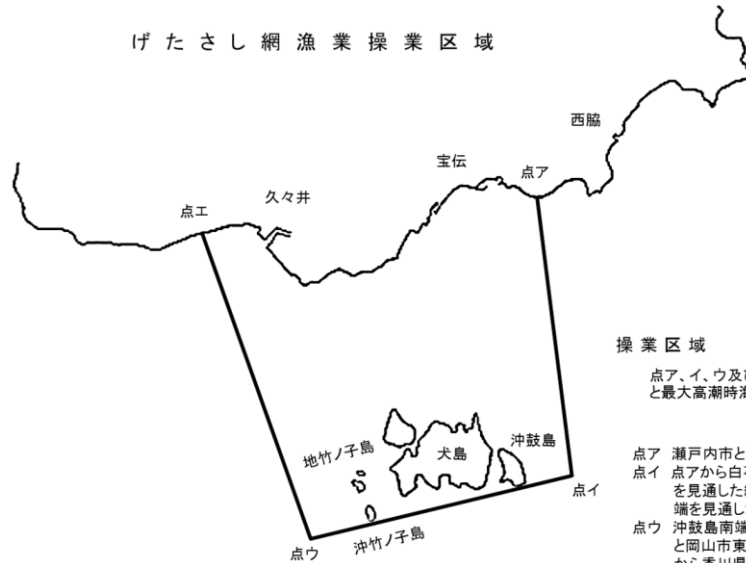


操業区域: 基点1303号及び基点第1402号を結んだ直線、基点第1306号及び基点1403号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とに囲まれた区域
ただし、倉敷市玉島上成地先潮止えん堤から下流500mまでの区域を除く。

点の位置

- 基点第1303号 倉敷市連島町鶴新田西岡崎大がんぎ石地蔵
- 基点第1306号 倉敷市玉島上成潮止えん堤下流東端角に設置した標識
- 基点第1402号 倉敷市玉島乙島倉敷レイオン南東国土交通省の設置した標識
- 基点第1403号 倉敷市玉島乙島上成潮止えん堤下流西角に設置した標識

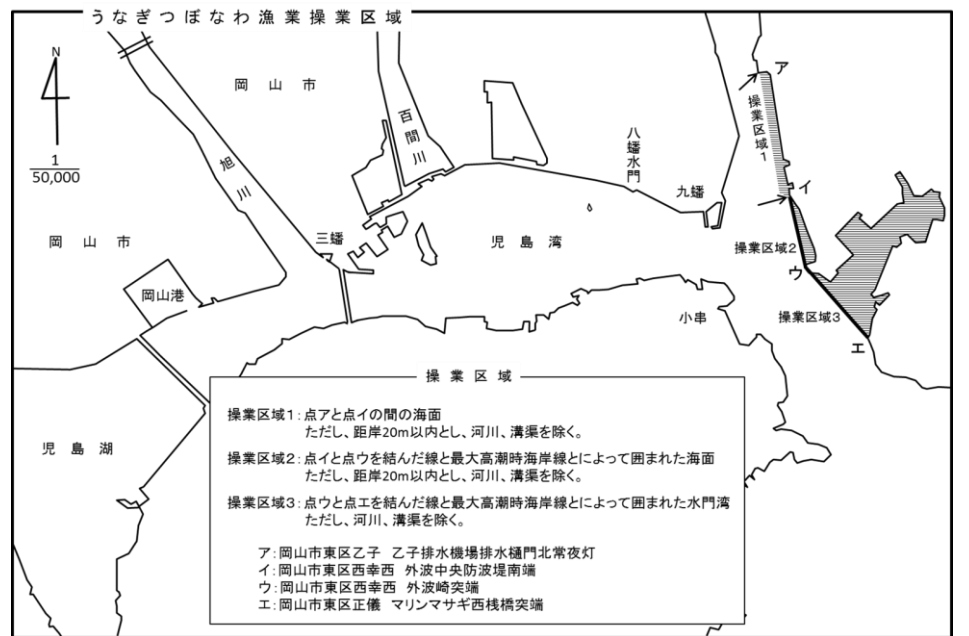
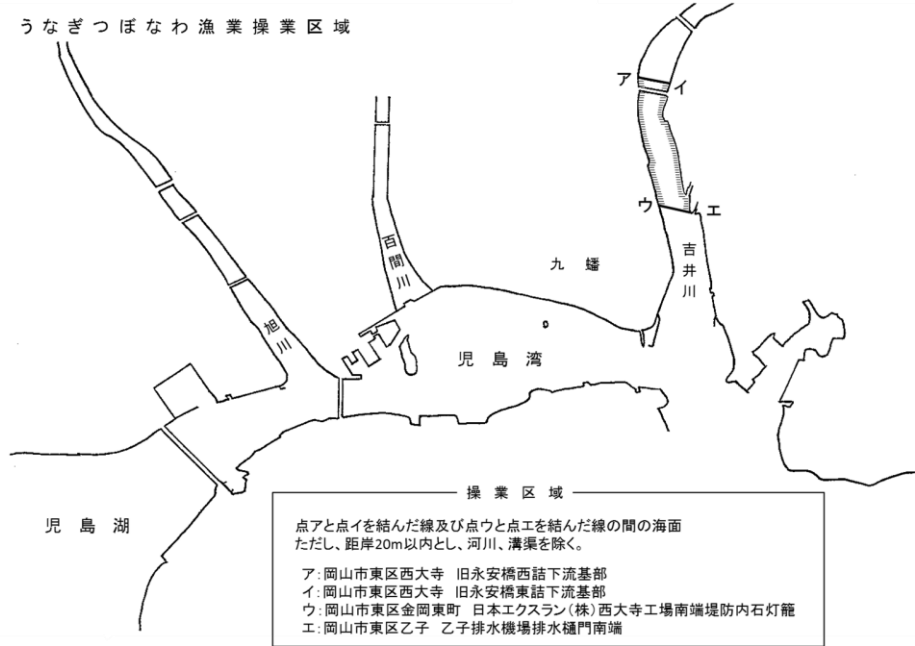
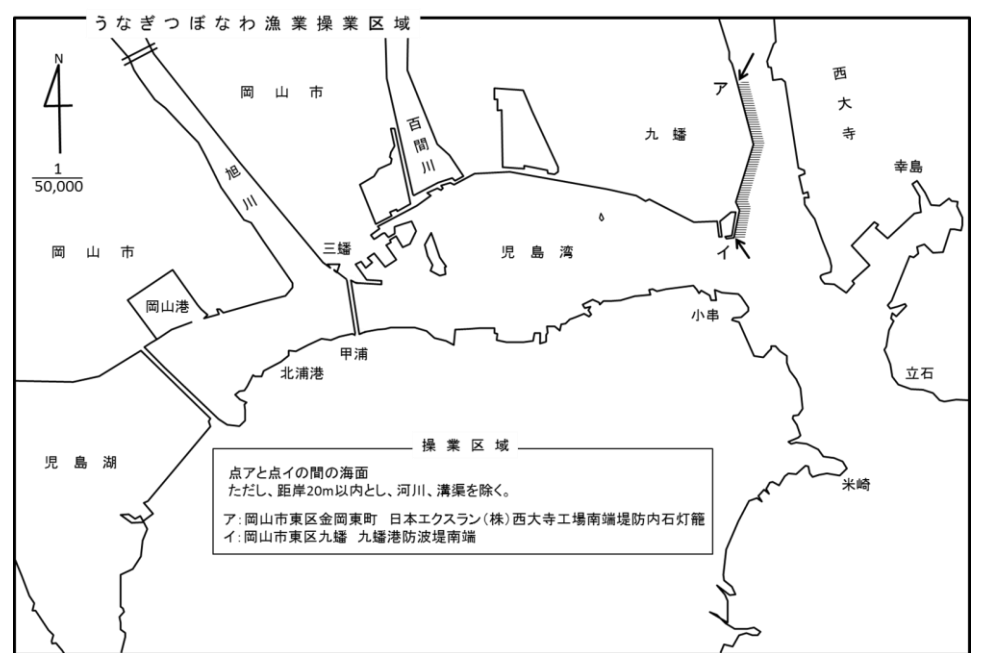
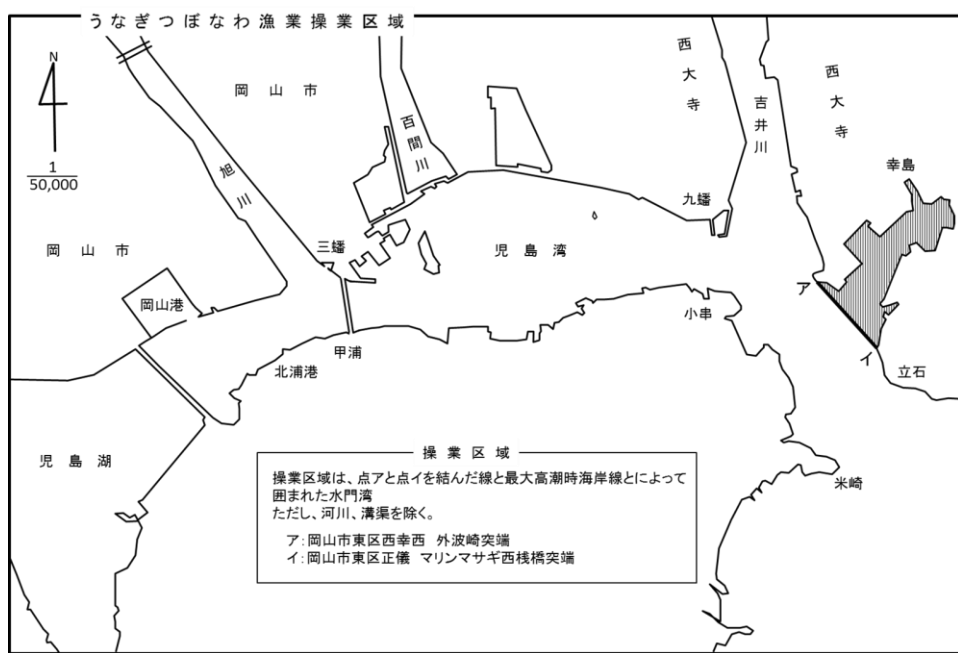
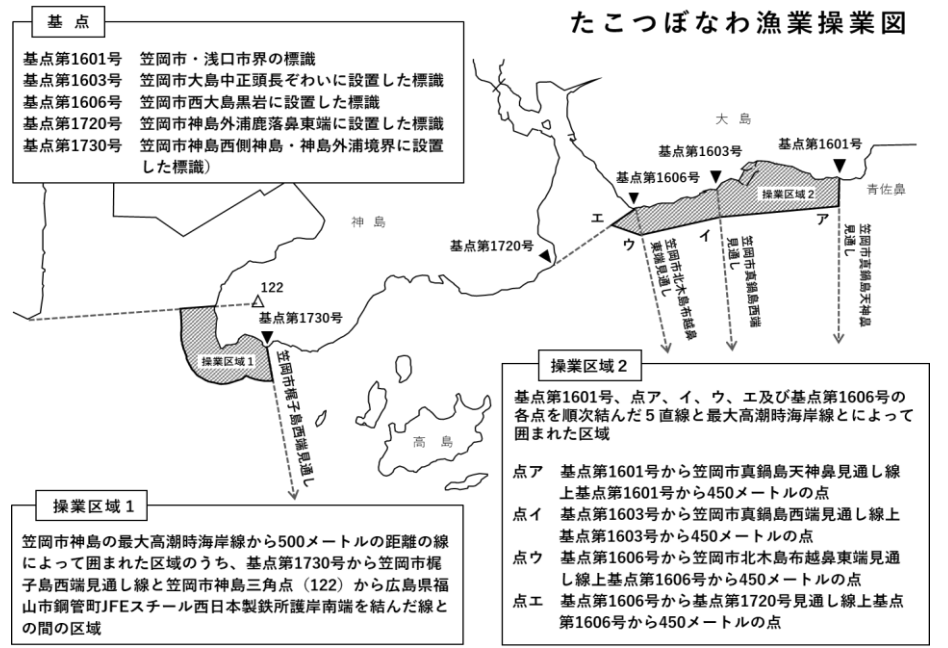
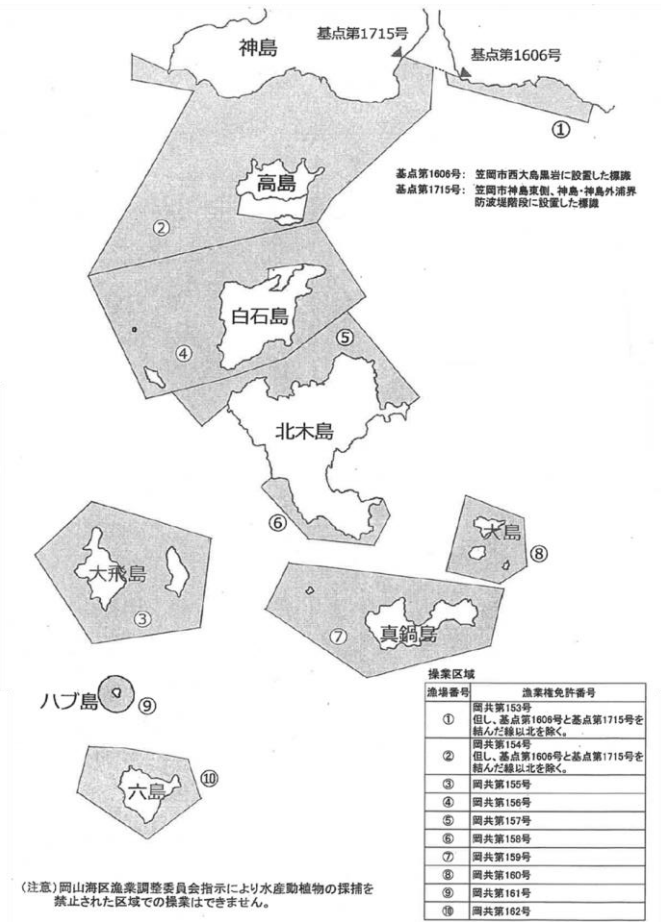
げたさし網漁業操業区域



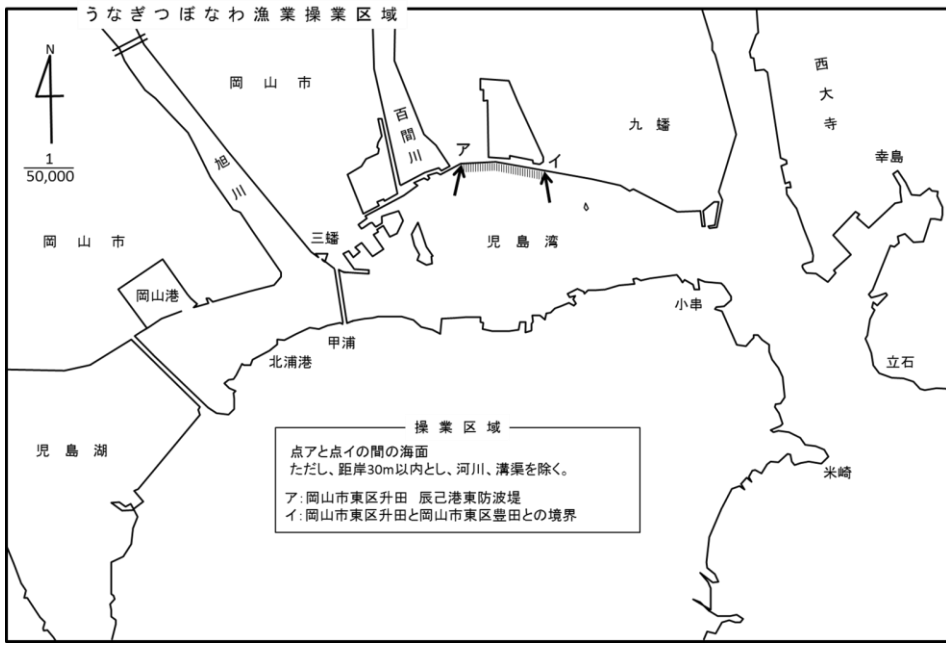
操業区域

点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

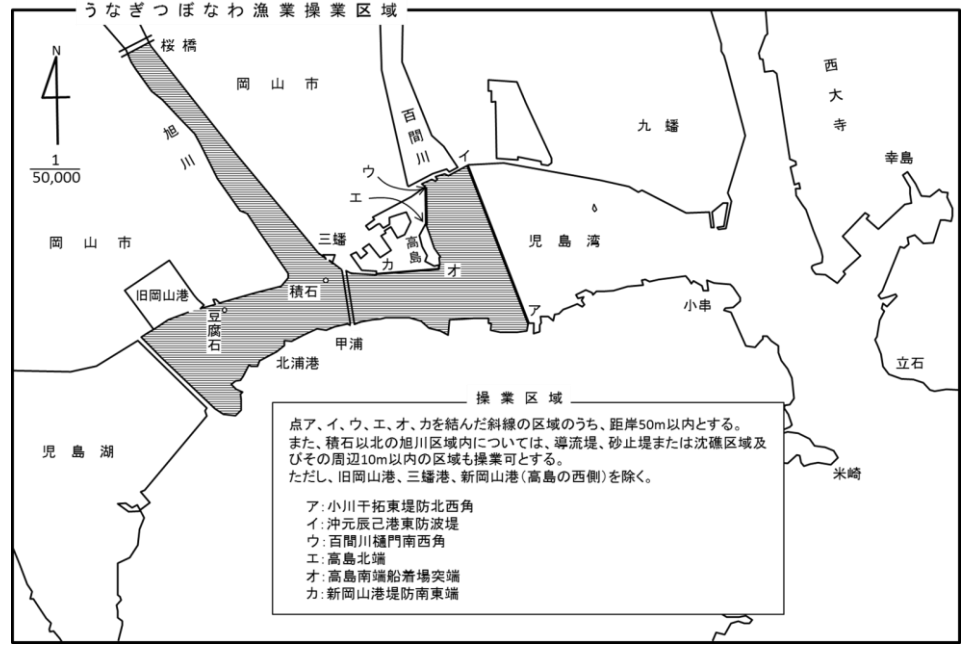
- 点ア 瀬戸内市と岡山市との境界
- 点イ 点アから白石灯台から真方位90度350mの点を見通した線と沖竹ノ子島南端から沖鼓島南端を見通した線との交点
- 点ウ 沖鼓島南端から沖竹ノ子島南端を見通した線と岡山市東区久々井帝國化工埋立えん堤東端から香川県小豆郡土庄町小豊島高(133)を見通した線との交点
- 点エ 岡山市東区久々井帝國化工埋立えん堤東端



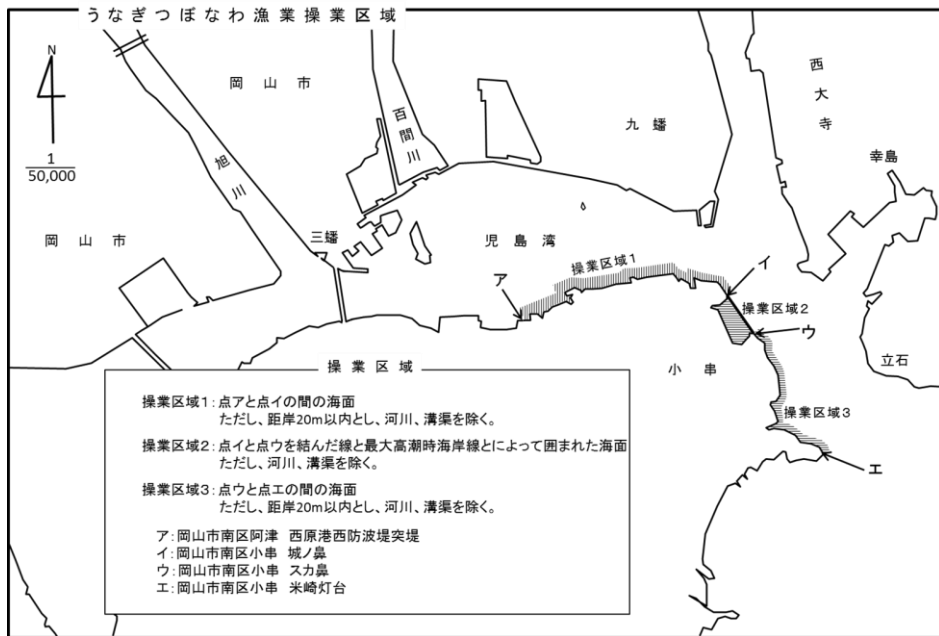
別紙22



別紙23

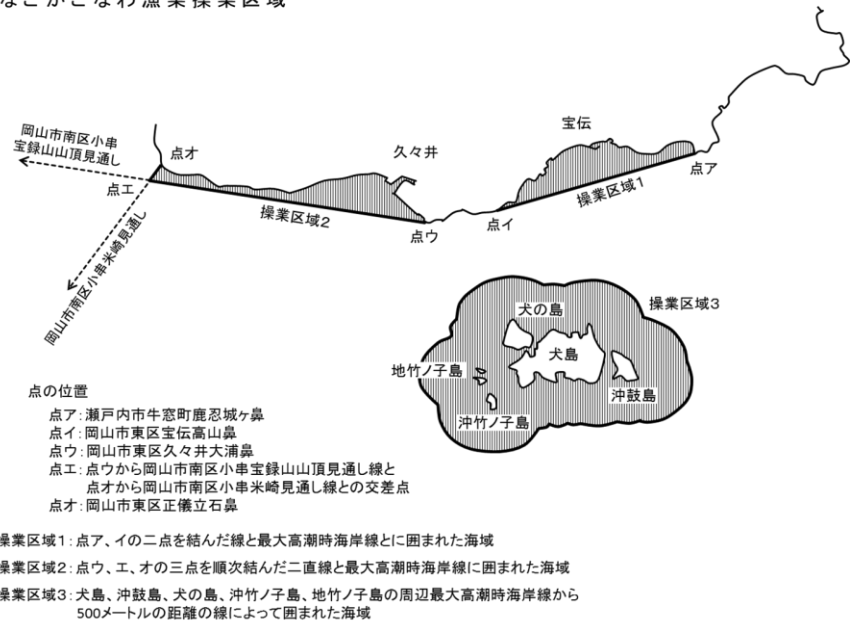


別紙24



別紙25

あなごかごなわ漁業作業区域

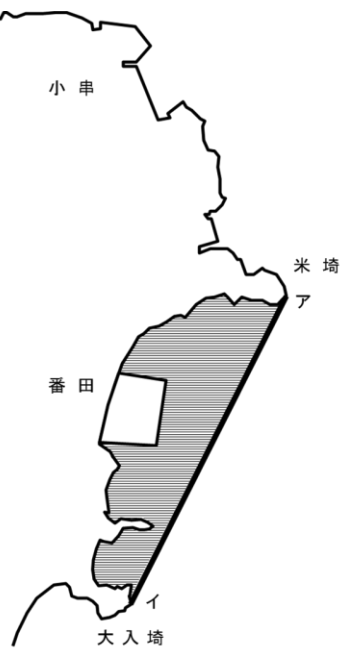


別紙26

あなごかごなわ漁業作業区域

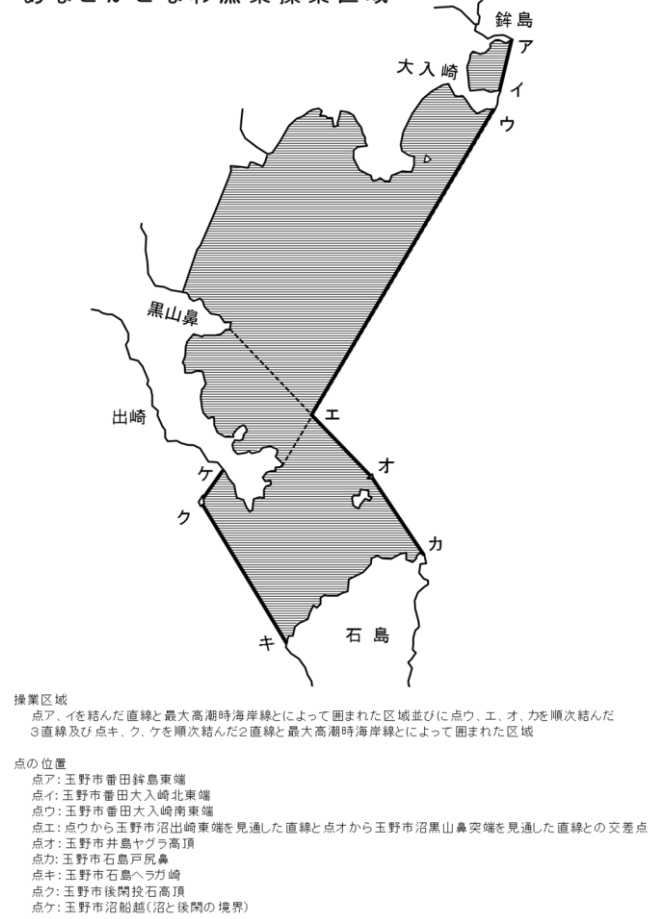
点ア、イを結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、番田地区保護水面を除く。

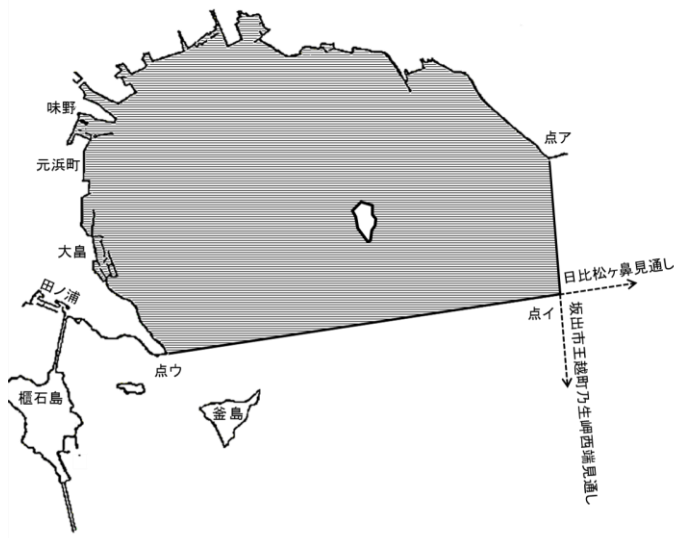
点ア:岡山市南区小串米崎南端
点イ:玉野市番田大入埼東南端



別紙27

あなごかごなわ漁業作業区域

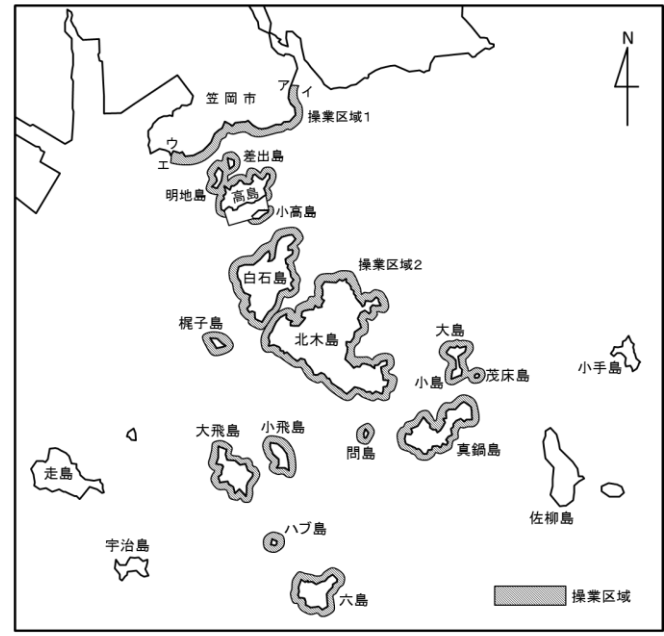




操業区域

点ア、イ及び点ウの各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア：倉敷市、玉野市界松ヶ鼻先端
- イ：点アから香川県坂出市玉越町乃生岬西端見通し線と点ウから玉野市日比松ヶ鼻見通し線との交差点
- ウ：倉敷市久須美鼻先端



操業区域1：点ア及び点イ、点ウ及び点エをそれぞれ結んだ直線並びに点ア及び点ウの間における最大高潮時海岸線から300メートルの距離の線によって囲まれた区域。

- 点ア：笠岡市神島東側、神島内浦、神島外浦境界防波堤階段に設置した標識
- 点イ：点アから笠岡市大島中巖に設置した標識見通し線上点アから300メートルの点
- 点ウ：笠岡市神島西側、神島内浦、神島外浦境界に設置した標識
- 点エ：点ウから笠岡市白石島梶子島西端見通し線上点ウから300メートルの点

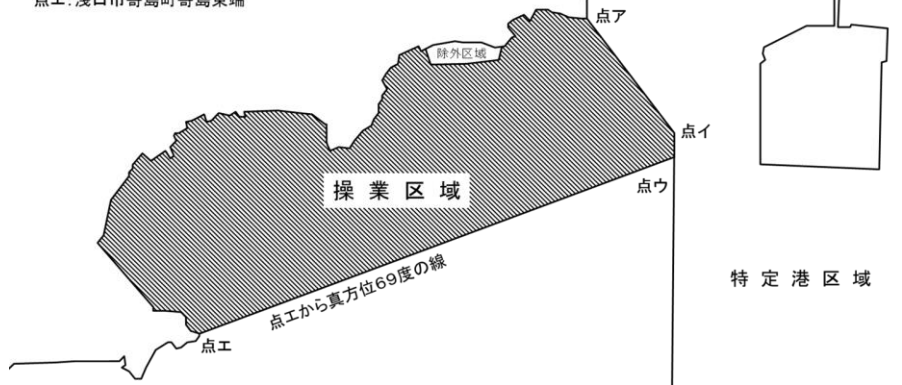
操業区域2：次の諸島の最大高潮時海岸線から300メートルの距離の線によって囲まれた区域。
笠岡市地先 差出島、明地島、高島、小高島、白石島、梶子島、北木島、大島、小島、茂床島、真鍋島、問島、小飛島、大飛島、ハブ島、六島

(注意)保護水面、岡山県漁業調整委員会指示により水産動植物の採捕を禁止された区域での操業はできません。

かにかごなわ漁業操業区域

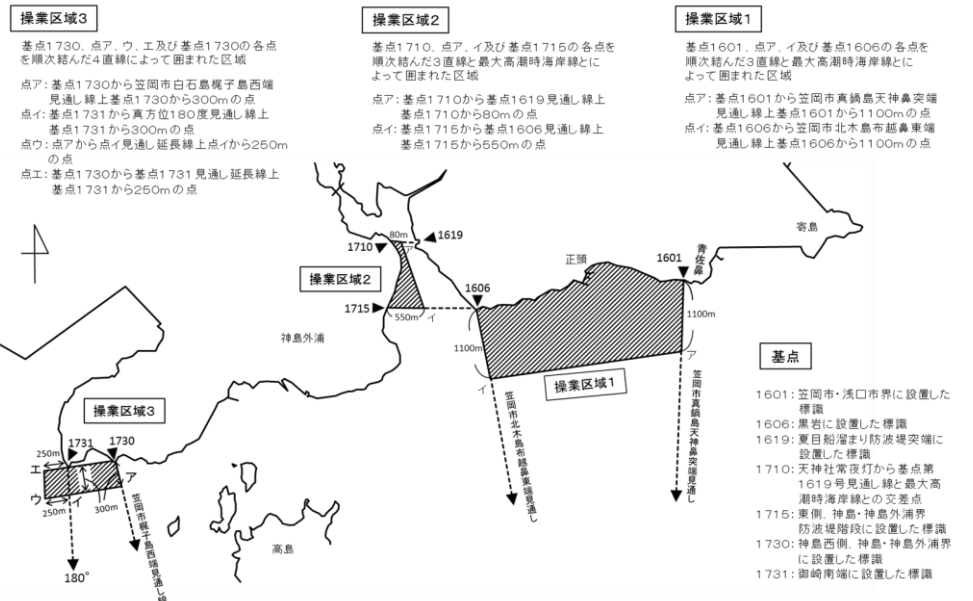
点ア、イ、ウ、及び点エの各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。但し、除外区域を除く。

- 点ア：倉敷市玉島香所鼻東端
- 点イ：点アから真方位142度1530mの点
- 点ウ：点イから真方位180度の線と点エから真方位69度の線との交差点
- 点エ：浅口市寄島町寄島東端



特定港区域

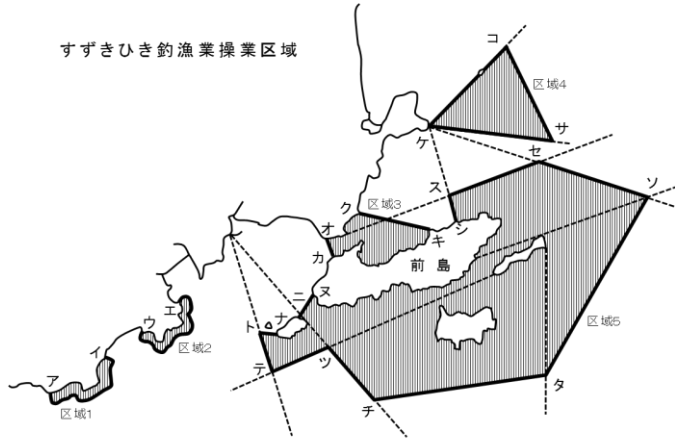
かにかごなわ漁業操業区域



基点

- 1601：笠岡市・浅口市界に設置した標識
- 1606：黒岩に設置した標識
- 1619：夏目船溜まり防波堤突端に設置した標識
- 1710：天神社常夜灯から基点第1619号見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
- 1715：東側、神島・神島外浦境界防波堤階段に設置した標識
- 1730：神島西側、神島・神島外浦境界に設置した標識
- 1731：御崎南端に設置した標識

すずきひき釣漁業操業区域



操業区域

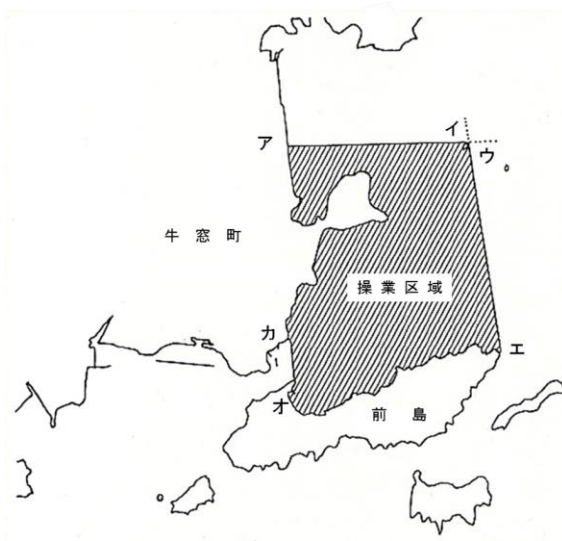
- 区域1 点アと点イの間における最大高潮時海岸線から沖出し200mの線によって囲まれた区域
- 区域2 点ウと点エの間における最大高潮時海岸線から沖出し200mの線によって囲まれた区域
- 区域3 点オ及び点カ、点キ及び点クをそれぞれ結んだ直線並びに点オ及び点ク、点カ及び点キの間における最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- 区域4 点ケ、点コ、点サによって囲まれた区域
- 区域5 点シと点スの間、前島南側における最大高潮時海岸線、点ナと点ニの間、黒島南側における最大高潮時海岸線、点ニと点ヌを結んだ直線並びに点シ、点ス、点セ、点ソ、点タ、点チ、点ツ、点テ、点ト、点ナによって囲まれた区域

- 点ア：岡山市宝伝赤石南端
- 点イ：瀬戸内市牛窓町西脇港防波堤基部
- 点ウ：瀬戸内市牛窓町能忍岡山県栽培漁業センター東端
- 点エ：瀬戸内市牛窓町能忍小島
- 点オ：瀬戸内市牛窓町旧西町の防波堤基部
- 点カ：瀬戸内市牛窓町前島御堂入口
- 点キ：瀬戸内市牛窓町前島岩下シ鼻
- 点ク：瀬戸内市牛窓町東町牛窓海水浴場防波堤基部
- 点ケ：瀬戸内市牛窓町黒崎東端
- 点コ：点ケから瀬戸内市牛窓町黒崎見通し線上点ケから200mの点
- 点サ：点ケから下笠見通し線上点ケから350mの点
- 点シ：瀬戸内市牛窓町前島水ノ浦
- 点ス：点シから点ケ見通し線上点シから500mの点
- 点セ：牛窓フェリー乗り場防波堤基部から点ス見通し延長線と点ケから点シ見通し線の交差点
- 点ソ：瀬戸内市牛窓町前島花ぞのから瀬戸内市牛窓町黒崎サカガケ岩(アゼモ)見通し線上青島サカガケ岩から200mの点
- 点タ：瀬戸内市牛窓町青島ガシラ(ゴウトウ)から真方位180°見通し線上2350mの点
- 点チ：瀬戸内市牛窓町相浦西港防波堤基部から点ツ見通し線上点チから1250mの点
- 点ツ：点チと瀬戸内市牛窓町青島尻鼻(ケン)見通し線と相浦西港防波堤基部から黒島東端見通し延長線の交差点
- 点テ：瀬戸内市牛窓町相浦西港防波堤基部から点ト見通し線上点トから750mの点
- 点ト：瀬戸内市牛窓町黒島西端
- 点ナ：瀬戸内市牛窓町黒島早崎
- 点ニ：瀬戸内市牛窓町黒島港防波堤基部
- 点ヌ：瀬戸内市牛窓町黒崎西端

えむし掛漁業操業区域

(操業区域)

点アと点イ、点ウと点エ、点オと点カを結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域



- 点ア 瀬戸内市牛窓町錦海塩業(株)瀬止えん堤南端から北へ回えん堤上600mの地点に設置した標識
- 点イ 黒島北端
- 点ウ 黒島東端
- 点エ 瀬戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識
- 点オ 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台
- 点カ 瀬戸内市牛窓町東町生田防波堤突端に設置した標識

地びき網漁業操業区域

